

平成18年度 政策レビュー結果（評価書）

北海道総合開発計画の総合点検

－これまでの施策の検証と今後の在り方－

平成19年3月

国土交通省

(評価書の要旨)

テーマ名	北海道総合開発計画の総合点検 －これまでの施策の検証と今後の在り方－	担当課 (担当課長名)	北海道局参事官 (参事官 高松 泰)
評価の目的、必要性	北海道の現状や北海道総合開発を巡る社会経済情勢について調査・分析し、現在直面している課題を検証した上で、今後の政策課題について検討し、新たな時代の要請に応え得る北海道総合開発計画の在り方の見直し等に反映させる。		
対象政策	北海道総合開発計画及び施策の推進		
政策の目的	北海道開発の基本理念（第6期北海道総合開発計画） ①国の内外に開かれ自立する北海道の実現 ②恵まれた環境や資源を誇りをもって次世代に引き継ぐ北海道の実現 ③多様な生活や文化を享受できる安全でゆとりある北海道の実現		
評価の視点	①北海道総合開発計画を巡る社会経済情勢はどのようになっているか。 ②第6期計画の施策を見直す必要を生じさせるような変化が生じていないか。 ③第6期計画の推進方策を見直す必要を生じさせるような変化が生じていないか。		
評価手法	・ 第6期計画の実施状況等について検討・分析を行う。 ・ 国土審議会北海道開発分科会基本政策部会での調査審議を活用する。		
評価結果	<p>○第6期計画の点検結果</p> <p><主要施策の進捗状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食料基地としての役割強化や国際観光の進展など、諸施策において一定の成果が上がっている ・ 成功事例と呼べる新たな成長の芽が散見される ・ 想定を上回る人口減少やグローバル化等の進展、財政事情の悪化などに起因する新たな課題も顕在化している <p><施策の推進体制の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シーニックバイウェイなど制度設計のフロンティアとなる先駆的、実験的な取組を実施し一定の成果を上げている ・ 施策効果等を高めるため連携・協働の強化が課題である ・ 財政制約を背景として、一層の投資の重点化・効率化が喫緊の課題である <p>○第6期計画の点検結果に基づく総括的評価</p> <p>点検結果を総括すると、諸施策において一定の成果が得られたと判断されるものの、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第6期計画策定時に想定していなかった新たな課題へ対応するための施策の見直し ・ 連携・協働の強化や重点化・効率化など事業の進め方に関する諸改革 ・ 北海道の実情に即した効果的な先駆的・実験的取組の一層の拡充 <p>などについて、改善が必要と評価される。</p> <p>○今後の北海道開発の在り方</p> <p>(1) 北海道開発の基本的課題</p> <p>我が国を巡る環境変化と国家的課題を踏まえた北海道開発の取り組むべき基本的課題としては、グローバル化や自然環境・エネルギー問題、そして人口減少・少子高齢化といった我が国が直面する諸課題の解決への貢献や、活力と競争力ある地域経済社会の形成が挙げられる。</p> <p>(2) 計画策定の意義</p> <p>北海道開発の基本的課題に取り組むために北海道総合開発計画を策定する意義は、</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> ・国と地域の連携の中で、施策の総合性を発揮するための戦略的取組を描いた計画を策定することが不可欠であること ・他の地域とは異なる資源・特性を有する北海道をいかに開発し、国への貢献と地域の発展を図るかについて、明確なビジョンとして内外に広く示されるべきであること ・国、地方、住民、NPO、企業等が連携・協働するための強い求心力となることであると考えられる
<p>政策への反映 の方向</p>	<p>○次期計画の必要性 第6期計画が目標年度（平成19年度）を迎える今、北海道が時代の潮流に即した国の課題の解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を目指していくためには、本レビューにおいて改善が必要と評価された点を十分に反映させた新たな北海道総合開発計画を策定することが必要である。このため、早期に新たな計画策定に関する具体的な検討を開始することが必要である。</p> <p>○今後の北海道開発の取組の方向性と進め方 今後は、北海道開発の基本的課題である、「時代の潮流と諸課題」（グローバル化、自然環境・エネルギー問題、人口減少・少子高齢化）への対応、及び「活力と競争力ある地域経済社会の形成」への対応に当たっては、民間・地域との連携を踏まえたビジョンと主要施策そのものを、より戦略的な内容に改善する必要がある。</p> <p>以上を踏まえると、今後の北海道開発の取組の方向性と進め方については、以下のようなテーマに沿って具体的な取組を検討すべきでないかと考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 北海道開発の取組の方向性 <ul style="list-style-type: none"> （1）グローバルな競争力ある自立的安定経済の実現 （食料供給力の強化と食に関わる産業の高付加価値化・競争力強化） （成長産業としての観光） （人と技術による競争力ある成長期待産業の育成） （2）地球環境時代をリードし自然と共生する持続可能な地域社会の形成 （3）魅力と活力ある北国の地域づくり・まちづくり （4）内外の交流を支えるネットワークとモビリティの向上 （5）安全・安心な国土づくり 2 北海道開発の進め方 <ul style="list-style-type: none"> （1）多様な主体が共に進める北海道開発 （2）投資の重点化と効率性・透明性の追求 （3）新たな北海道イニシアティブの発揮 （4）多様性のある道内各地域の姿と隣接地域等との連携
<p>第三者の知見 活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評価にあたり、平成17年11月から平成19年2月にかけて開催された国土審議会北海道開発分科会（分科会長：丹保放送大学学長）、同基本政策部会（部会長：南山北海道経済連合会会長）の議論を参考にした（基本政策部会の委員及び調査審議の経緯は評価書P32～33に掲載）。また、議事録は国土交通省ホームページに掲載。 ・評価にあたり、国土交通省政策評価会から意見を聴取（議事概要及び議事録は国土交通省ホームページに掲載）。
<p>実施時期</p>	<p>平成17年度～平成18年度</p>

北海道総合開発計画の総合点検

—これまでの施策の検証と今後の在り方—

目次

第1章 評価の枠組み	
1. 評価の目的	1
2. 評価の対象政策	1
3. 評価の視点	1
4. 評価の手法	1
5. 第三者の知見活用	1
第2章 これまでの経緯と第6期北海道総合開発計画の概要	
1. 北海道総合開発計画の策定経緯	2
2. 第6期北海道総合開発計画策定当時の時代背景と概要	2
第3章 主要施策の進捗状況と評価	
1. 主要施策の進捗状況と評価	3
(1) 地球規模に視点を置いた食料基地を実現し成長期待産業等を育成する施策	3
(2) 北の国際交流圏を形成する施策	9
(3) 北海道の美しさ雄大さを引き継ぐ環境を保全する施策	11
(4) 観光・保養など国民の多様な自己実現や交流の場を形成する施策	15
(5) 安全でゆとりある生活の場を実現する施策	18
2. 主要施策の進捗状況と評価の総括	24
第4章 施策の進め方に関する状況と評価	
1. 施策の進め方に関する状況と評価	25
(1) 地域との連携・協働	25
(2) 施策の重点的・効率的な推進	25
(3) 先駆的・実験的取組	26
(4) 圏域整備の基本的考え方	26
2. 施策の進め方に関する状況と評価の総括	26
(参考事例) シーニックバイウェイ北海道	27
第5章 政策への反映の方向性	
1. 第6期計画の点検結果に基づく総括的評価	30
2. 今後の北海道開発の在り方	30
3. 今後の対応方針	30
参考資料～新たな計画策定に向けた検討状況	
1. 基本政策部会の調査審議の経緯	32
2. パブリックコメントの実施について	33
(1) パブリックコメント実施の経緯と最終報告への反映	33
(2) 第6期計画の点検に関する意見の属性等の分析	34

第1章 評価の枠組み

1. 評価の目的

「政策レビュー(プログラム評価)」は、既存政策について国民の関心の高いテーマ等を選定し、総合的で掘り下げた分析、評価を実施することで、政策の改善に必要な情報を得ることを目指すものである。

北海道開発については、国の長期的な将来展望を踏まえつつ、北海道開発法の下で6期にわたり北海道総合開発計画が策定され、我が国経済の復興や食料の増産、人口や産業の適正配置、多極分散型国土の形成など、その時々々の国の課題に対して、北海道の持つ広大な国土空間・豊富な資源などを活用し、その解決に寄与してきたところである。しかし、時代は大きな転換点を迎えており、北海道開発に対する時代の要請を検証する必要がある。また、現行の北海道開発を進める上で基本となる第6期北海道総合開発計画(平成10年4月閣議決定。以下「第6期計画」という。)については、その見直しを行うべき社会経済情勢の変化が生じていないかどうか、点検すべき時期に来ている。

このため、北海道の現状や北海道総合開発を巡る社会経済情勢について調査・分析し、現在直面している課題を検証した上で、今後の政策課題について検討し、新たな時代の要請に応え得る北海道総合開発計画の在り方の見直し等に反映させることを目的として政策レビューを実施する。

2. 評価の対象政策

本政策レビューでは、評価対象の政策を「北海道総合開発計画及び施策の推進」とする。具体的には、北海道開発法に基づいて策定された北海道総合開発計画及び同計画に記載されている施策の推進状況を対象とする。次期北海道総合開発計画の策定に当たっては、本政策レビューによる計画及び施策の推進状況に関する検証を踏まえるものとする。

3. 評価の視点

評価の視点は、以下のとおりとしている。

- ① 北海道総合開発計画を巡る社会経済情勢はどのようになっているか。
- ② 第6期計画の施策を見直す必要を生じさせるような変化が生じていないか。
- ③ 第6期計画の推進方策を見直す必要を生じさせるような変化が生じていないか。

4. 評価の手法

評価は、以下の手法により行う。

- ・第6期計画の実施状況等について検討・分析を行う。
- ・国土審議会北海道開発分科会基本政策部会での調査審議を活用する。

5. 第三者の知見活用

- ・平成17年11月24日に開催された第5回北海道開発分科会で基本政策部会を設置し、「第6期計画の点検と新たな計画の在り方」について調査審議を開始した。
- ・平成18年9月29日に開催された第8回基本政策部会において、「第6期計画の点検と新たな計画の在り方中間とりまとめ」が取りまとめられた。
- ・平成18年12月22日に開催された第9回基本政策部会において、「第6期計画の点検と新たな計画の在り方報告書」が取りまとめられた。なお、この報告書は平成19年2月5日に開催された第6回北海道開発分科会に報告され、了承された。

第2章 これまでの経緯と第6期北海道総合開発計画の概要

1. 北海道総合開発計画の策定経緯

北海道の本格的な開発は、明治2年の開拓使の設置に始まり、以来、北海道開発は、3県1局時代のわずかな期間を除き、第2次世界大戦の終了に至るまで、国策として一元的な組織体制の下に進められてきた。

戦後は、昭和25年に北海道開発法（昭和25年法律第126号）が制定され、昭和27年の北海道総合開発計画第1次五カ年計画を皮切りに5期にわたる計画を策定してきた。その後、平成10年4月21日には、第6期計画を閣議決定し、現在は同計画の計画期間中となる。

2. 第6期北海道総合開発計画策定当時の時代背景と概要

第6期計画策定当時、北海道経済は、累次の経済対策等が図られたものの、かつての基幹産業に代る産業の成長が遅れていたことに加え、金融面での動揺が生じており、経済的な自立を図るため、体質改善と重点的・効率的な基盤整備が喫緊の課題となっていた。これらに対応するとともに、政府全体の諸改革に対処しつつ、北海道の広大な国土と豊富な資源を活用して我が国の21世紀を拓く地域へと発展させる必要があった。このため、平成10年度に始まり、おおむね平成19年度を目標とする第6期計画を策定し、産業振興、社会資本整備等を総合的に展開するための指針と施策の内容を示すこととした。

こうして策定された第6期計画においては、第1章「新たな北海道総合開発計画の策定の意義」、第2章「北海道開発の現状と課題」において計画策定の背景等を述べ、第3章「北海道開発の基本理念と計画の目標」において北海道開発の基本理念を述べている。そこでは、第一に「国の内外に開かれ自立する北海道の実現」、第二に、「恵まれた環境や資源を誇りを持って次世代に引き継ぐ北海道の実現」、第三に、「多様な生活や文化を享受できる安全でゆとりある北海道の実現」を目指すこととしている。

これら3つの基本理念と第6期計画の目標を達成するための主要施策については、第5章「計画の主要施策」で述べられているが、これらは次に掲げる5施策となっている。

- ① 地球規模に視点を置いた食料基地を実現し成長期待産業等を育成する施策
- ② 北の国際交流圏を形成する施策
- ③ 北海道の美しさ雄大さを引き継ぐ環境を保全する施策
- ④ 観光・保養など国民の多様な自己実現や交流の場を形成する施策
- ⑤ 安全でゆとりある生活の場を実現する施策

以上のような施策の推進により、目標年次における北海道の産業活動の規模を平成7年度の1.3倍、人口580万人程度を見込むこととしている。

また、第4章「施策推進の基本方向」において、これらの主要施策を推進するに当たっては、「選択と競争」及び「交流と連携」を基本姿勢とすることとしており、さらに主要施策の重点的・効率的な推進を図る上では、以下の4つの観点に留意すべきとしている。

- ① 投資の重点化
- ② 施策の連携・整合性の確保等による効率的な推進
- ③ 施策の適切な推進
- ④ 広域的・複合的なプロジェクトの推進

なお、第6章「地域の整備」においては、北海道内の地域整備の基本方針と道内6地域ごとの発展の方向性を示している

本レビューに当たっては、本稿第3章において上記5つの「主要施策」を、本稿第4章においては上記4つの「施策の進め方」を評価することとする。

第3章 主要施策の進捗状況と評価

1. 主要施策の進捗状況と評価

(1) 地球規模に視点を置いた食料基地を実現し成長期待産業等を育成する施策

1) 地球規模に視点を置いた食料基地の実現

第6期計画に挙げられている施策は、以下のとおりである。

○農水産物の安定的生産

(我が国の食料供給を担う農業の展開)

北海道の農地面積は、我が国の約4分の1を占め、開発可能な土地が多く残されているなど、生産力の開発可能性は高い。また、北海道は、稲作、畑作及び酪農を中心に大規模な農業経営を実現しており、環境の保全を図りつつ、より低コストで高品質な農産物の生産を行うことにより、我が国食料の安定供給に大きく寄与することが重要である。

(資源管理型漁業とつくり育てる漁業の総合的推進)

豊富な水産物を供給してきた北海道は、周辺水域の高度利用と資源の合理的・持続的利用を目指す資源管理型漁業や資源の増大を図るつくり育てる漁業を引き続き展開することにより、我が国食料の安定供給に大きく寄与することが重要である。

○消費者ニーズに視点を置いた食料・食品の生産・加工・流通体制の確立

安全、新鮮、良食味、低廉といった消費者ニーズに視点を置いた食料・食品の生産・加工・流通体制の確立を支援することが必要である。

また、平成15年1月の北海道開発分科会における第6期計画の中間段階の点検として了承された企画調査部会報告では、重点課題「食料基地としての役割の強化」において、北海道は我が国の食料基地としての重要な役割を果たしているが、国際化の進展などによる競争の強まりや農林水産業の従事者の減少や高齢化などの問題への取組や食品の安全性や品質向上といった消費者ニーズの高まりに対する対応が必要とされている。加えて、北海道が持つ優位性に対する自覚と独自の政策展開の必要性を念頭に置きつつ、循環型農業や大規模な企業的経営、環境と調和した水産業の展開などの先駆的、実験的な取組を積極的に展開し、国際競争に耐えうる経営環境の整備などの推進を図るとともに農林水産業・農山漁村の多面的機能を十分に発揮させることが必要である、としている。そして、その推進方策としては北海道農水産物のブランド化の促進、食関連産業間の連携強化など総合的なフードシステムの確立、北海道田園コミュニティの創造及び異業種からの参入の促進などの農業構造改革の促進、などが挙げられている。

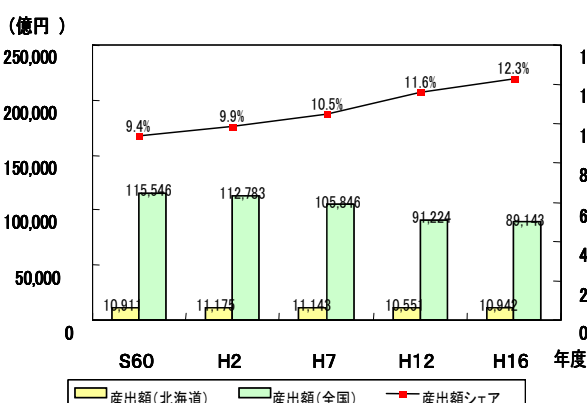
これらを踏まえ第6期計画期間中において講じられた主な具体的取組は、以下表3-1-1のとおりである。

表3-1-1 「地球規模に視点を置いた食料基地の実現」における第6期計画期間中に講じられた主な具体的取組

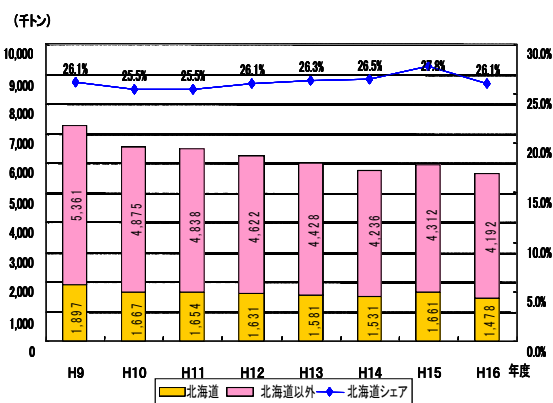
計画期間における主な取組	
大区画整備	整備率：（北海道）H9年度末：8.7%→H16年度末：11.9%（※1）
畑地帯の整備	畑地帯の整備実績（H10～H14年度の整備面積（北海道）） 排水改良（畑）87,133ha、区画整理（畑）9,270ha、 暗渠（畑）24,936ha、客土（畑）13,944ha（※2）
飼料基盤整備	（自給牧草に係る労働時間（酪農）） H9年度：搾乳牛1頭当たり9.7hr→H17年度：同8.7hr（※3）
クリーン農業の推進	（作物数）H12年度：8→H18年度：49、 （集団数）H12年度：11集団→H17年度：312集団（※4）
衛生管理型漁港の整備	H9年度末：0漁港→H18年度末：6漁港（※5）

（出所）※1：農林水産省「農業基盤整備基礎調査」等 ※2：農林水産省「農用地建設業務統計」
※3：農林水産省「農業経営統計調査（畜産物生産量）」、※4：北海道農政部調べ、
※5：北海道局調べ

これらの取組により、北海道は全国の約4分の1の農地面積及び12%程度の農業産出額を占めており（図3-1-1参照）、全国の産出額が低下傾向にある中、北海道はほぼ一定の産出額を維持している。水産物は、全国の約4分の1の漁業生産量を占め（図3-1-2参照）、生産額は全国の17%程度となっている。さらに、第6期計画期間中に農水産物輸出額が約5倍となる（表3-1-2参照）など、安全・安心な農水産物に対する海外も含めた多様な需要が発生している。また、「クリーン農業」の展開や衛生管理型漁港の整備の推進等により、安全や良食味などの消費者ニーズを踏まえた農水産物の生産、流通が増えつつある。北海道庁では平成18年1月に「遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」を施行し、開放系での栽培による一般作物との交雑及び混入を防止するためのルールを定めるなど、安全・安心な農作物生産に積極的に取り組んでいる。こうした取組の中で、民間や地域が主要な役割を担ってきた。



出典：農林水産省「農業センサス累年統計書」、「北海道農林水産統計年報」



出典：農林水産省「平成16年度 漁業・養殖業生産統計年報」

図3-1-1 北海道と全国の農業産出額とシェアの推移

図3-1-2 漁業生産量と北海道シェアの推移

表3-1-2 北海道の食料品等輸出額の推移

H10: 7,775百万円→H18: 37,157百万円（約5倍）

出典：函館税関「平成18年 北海道貿易概況」

2) 新たな成長期待産業の育成

第6期計画に挙げられている主な施策は、以下のとおりである。

○北海道産業クラスター創造プロジェクトの支援

地元で、北海道産業の再生のため、一定の区域に当該区域の基幹産業と関連を有する産業を集積し、その連携により産業群の一層の発展を図ることを目的として進めている「北海道産業クラスター創造プロジェクト」を支援する。

また、企画調査部会報告では、重点課題「新たな産業育成」において、北海道において新エネルギー関連の技術革新の成果を先駆的に導入するとともに、こうした新エネルギーに関する技術拠点を形成し地域産業群の創出を図ることが求められている。また、IT革命は地域社会が直面する諸課題の解決の鍵となる可能性を有しており、今後、デジタルディバイドの解決など北海道全域におけるサービス水準の向上を図るため、官民一体となった早期インフラ整備を始めとする環境整備などが求められている、としている。加えて、北海道においては、豊富な糖質資源の存在を背景にバイオテクノロジーの集積が進み、ライフサイエンス研究の拠点的な地域として成長しつつある。これらの動きを踏まえ、研究開発に関する産学官の一体的な体制をより強化するとともに、こうした技術移転の拠点の形成に向けたバイオ研究特区について検討を行うことが求められている、としている。

そして、その推進方策としては、燃料電池等の新エネルギーやIT・バイオ産業などの成長期待産業の育成、及び産業クラスターの推進・形成が挙げられている。

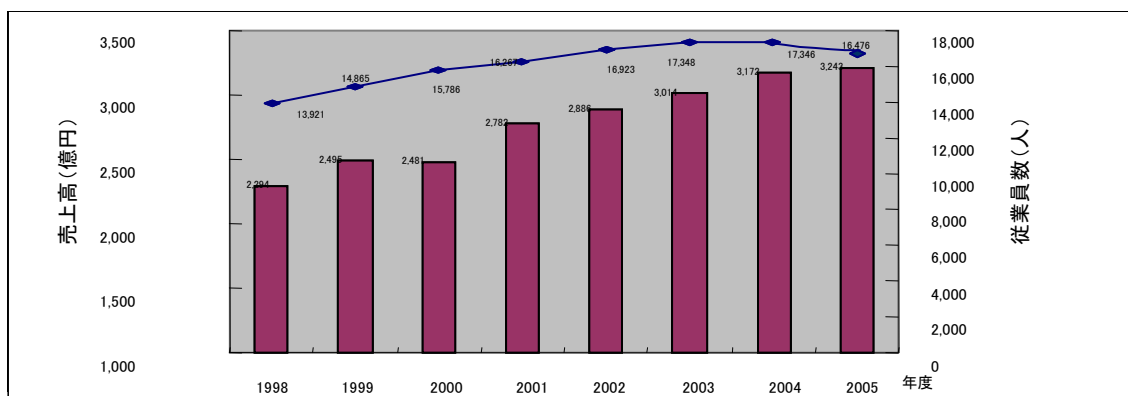
これらを踏まえ第6期計画期間中において講じられた主な具体的取組は、以下表3-1-3のとおりである。

表3-1-3 「新たな成長期待産業の育成」分野における第6期計画期間中に講じられた主な具体的取組

計画期間における主な取組	
地域産業クラスター研究会の数	H9年度末時点：2地域 → H17年度末時点：28地域 (※1)
クラスタープロジェクトの売上実績	H11年度：27百万円 → H16年度：1,998百万円 (※2)
北海道における大学発ベンチャーの設立	(設立状況) H9年度末時点：7社(うちIT:5社/バイオ:2社) →H17年度末時点:59社(うちIT:17社/バイオ:32社) (※3)

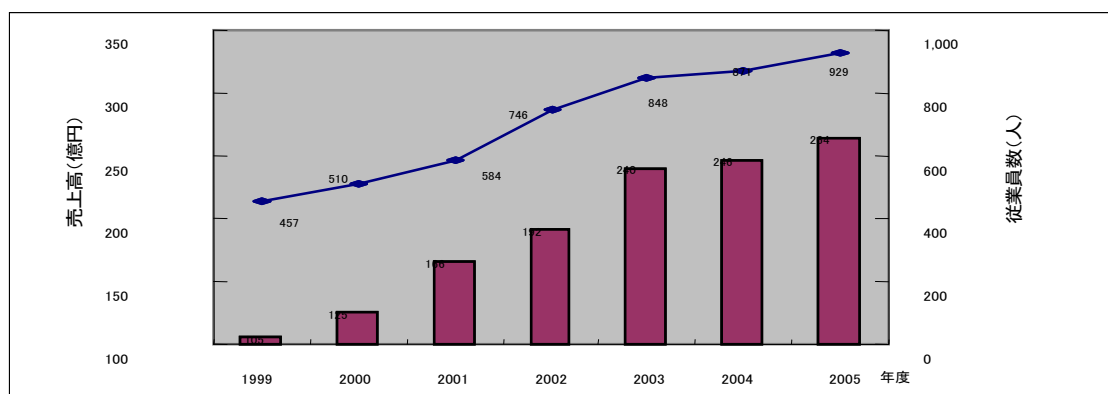
(出所) ※1：北海道経済産業局調べ ※2(財)北海道科学技術総合振興センター「クラスターレポート2005」 ※3：北海道経済産業局HP

これらの取組により、産学官の強い連携により進められた「北海道産業クラスター創造プロジェクト」が、北海道大学北キャンパス地区の整備や道内 28 地域での地域産業クラスター研究会の活動として実績を上げているものの、研究者・研究機関のネットワーク強化の必要性や、活動の中心となるキーパーソンなど、活動を促進するための人材の不足が顕在化しつつある。産業クラスターの形成に向けた取組や I T 産業、バイオ産業の育成に向けた取組など各種施策の展開により、新しい成長期待産業の萌芽が見られるようになった（図 3-1-3・図 3-1-4 参照）が、地域を支える新たな基幹産業として成長し、経済構造の転換を促すまでには至っていない。



出典：（社）北海道 I T 推進協会「北海道 I T レポート 2006」

図 3-1-3 北海道 I T 産業の売上高・従業員数の推移



出典：北海道経済産業局「北海道バイオレポート 2006」

図 3-1-4 北海道バイオ産業の売上高・従業員数の推移

3) 森林を支える産業の育成

第6期計画に挙げられている施策は、以下のとおりである。

○森林を支える産業の育成

森林は、産業や生活に幅広く関わっており、これを持続的に管理するためには、森林資源を活用した各種産業を育成し、森林整備への適正な投資を促進することが必要である。特に、人工林資源が充実しつつあることから、その有効活用を図ることが重要である。

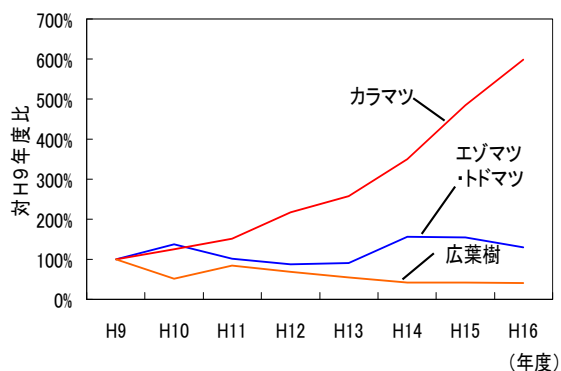
これを踏まえ第6期計画期間中において講じられた主な具体的取組は、以下表3-1-4のとおりである。

表3-1-4 「森林を支える産業の育成」における第6期計画期間中に講じられた主な具体的取組

計画期間における主な取組	
林道等の基盤整備	(林道の開設量) H10～H15年度: 1,814.9km (※1)
間伐の推進	(間伐の実施面積) H10～H16年度: 39万ha (※2)
森林居住環境の整備	(森林居住環境整備事業のうちフォレスト・コミュニティ総合整備事業実施地区数) H15年度 8地区 (※3)

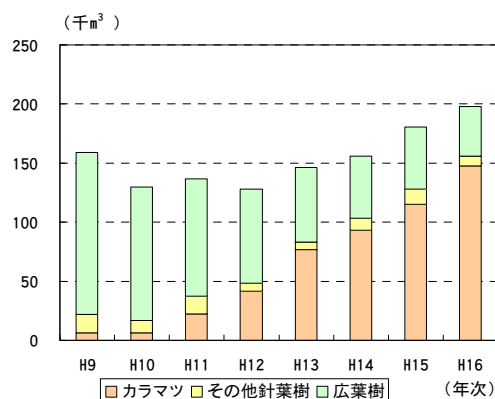
(出所) ※1: 北海道「北海道林業統計」 ※2、※3: 北海道「北海道森林づくり白書」

これらの取組により、北海道の林業生産は、天然の優良・大径木の減少、安価な外材の輸入等により、素材生産量、産出額は減少しているが、林道等の基盤整備の実施や、年間6万haの規模の間伐により、安定的な木材供給体制が着実に整備されつつある。また、木材産業についても、出荷額が減少している中で、集成材、合板の生産が増加しており(図3-1-5、図3-1-6参照)、木材需要の変化への対応が図られつつある。



出典: 北海道「平成16年度北海道集成材工場実態調査結果」

図3-1-5 集成材用原料消費量の推移



資料: 北海道庁林業木材課調

図3-1-6 道産材の合板用丸太供給量

4) 北海道産業の活力を向上させる発展基盤の整備

第6期計画に挙げられている主な施策は、以下のとおりである。

○苫小牧東部地域開発等の拠点開発の推進

広大な面積を有する北海道において、その豊かな自然や優れた生活環境等を生かして新規産業育成や研究開発を進めるに当たっては、拠点の開発により集積の効果を発揮させることが必要である。

○地域金融システムの安定

金融機関の破綻等により北海道の地域経済が大きく動揺していることから、経済発展の基盤となる金融システムを安定させるため、金融システム全体の危機管理、貸し渋り対策等を緊急に推進するとともに、適切な地域開発に係る政策金融制度の整備を推進する。

これらを踏まえ第6期計画において講じられた主な具体的取組は、以下表3-1-5のとおりである。

表3-1-5 「北海道産業の活力を向上させる発展基盤の整備」における
第6期計画期間中に講じられた主な具体的取組

<苫小牧東部地域開発関連>

計画期間における主な取組	
苫小牧東部地域の分譲・企業誘致	H9年度末時点：分譲面積824ha、立地企業数70 → H19年1月31日現在：分譲面積1,003ha、立地企業数93 (※1)
日高自動車道苫東道路延長	0km→15.7km (H10年7月6日供用) (※2)

(出所) ※1：北海道調べ ※2：北海道局調べ

<政府系金融機関関連>

計画期間における主な取組	
政府系金融機関との融資 (協調融資実績)	①地方銀行 【H14年度：実績無→H16年度：82件、1億円】
	②信用金庫 【H14年度：16件、8億円→H16年度：113件、29億円】
	③信用組合 【H14年度：実績無→H16年度：12件、0億円】

(出所) 北海道財務局HP

これらの取組により、苫小牧東部地域の開発の推進については、第6期計画期間中、用地分譲等の事業主体である苫小牧東部開発株式会社が経営破綻するという大きな転換があったが、借入金に依存しない体制を確保した上で、国家的及び地域的課題に貢献すべく株式会社苫東が設立され、引き続き同地域の開発を推進することとなった。本計画期間中における開発については、基盤整備の充実や自動車関連産業・リサイクル産業などの企業が立地しつつある。しかしながら、21世紀の世界と日本に貢献するこの貴重な空間をいかに活用していくかが課題であることから、開発の方向について検討を進めることが必要である。

なお、計画策定当時の厳しい経済情勢の中で、切れ目のない公共事業の執行を図るとともに、政府系金融機関による貸し渋り対策を実施したこと等により金融システムの安定化が図られ、北海道経済を強く下支えする効果を発揮した。また、民間の地域金融機関の連携が進み、一定の成果が見られた。

(2) 北の国際交流圏を形成する施策

第6期計画に挙げられている主な施策は、以下のとおりである。

○北海道産業の国際的な展開の促進

北海道は、その経済規模に比して輸出入の規模が小さいことや、アジア地域等の経済発展などを踏まえ、企業活動の海外展開の一層の活発化を図ることが必要である。

○国際的な観光の展開

海外からの観光客の受入れは、地域経済の活性化に加え、地域文化との交流等を通じて我が国への理解の増進に資するものであり、全国的に振興を図る必要がある。特に、北海道は、さわやかな夏や雪の積もる冬など温暖な地域とは異なった気候風土を有しており、これを生かした国際的な観光の展開を図ることが重要である。

○国際交流基盤の整備

北海道の地理的・自然的・社会的特性を活用した国際交流の拡大を図るため、新たな国際航空路、国際航空路の開設など国際交流に必要な諸機能を集積して、北の国際交流圏の形成を推進することが必要である。

また、企画調査部会報告では、重点課題「国際交流と人材開発の拠点づくり」において、経済社会のグローバル化が進む中で、北海道開発を国際的な視点から推進する重要性は一段と高まっており、北海道が日本だけでなく世界に貢献するためには産業、市民生活、環境対策などの国際化が必要である、としている。また、重点課題「観光交流の促進」では、北海道が観光地としての魅力を更に増すことにより、アジアから見た日本の魅力に加え、ヨーロッパから見たアジアの魅力を増すことに貢献することとなる、としている。

そして、それらの推進方策として、北海道ブランドの確立と海外展開や官民協力による案内板、標識、パンフレット、紹介マップなどの多言語表記、などが挙げられている。

これらを踏まえ第6期計画期間中において講じられた主な具体的取組は、以下表3-1-6のとおりである。

表3-1-6 「北の国際交流圏を形成する施策」における第6期計画期間中に講じられた主な具体的取組

計画期間における主な取組	
海外事務所の設置（北海道庁）	ユジノサハリンスク、シンガポール、ソウル
外国語パンフレットを備えている市町村数	H12年9月1日時点:15市町村→H17年9月1日時点:54市町村（※1）
国際フェリーターミナルの整備	（整備延長）H9年度末:170 m→H16年度末:200 m
滑走路の整備	（滑走路総延長）H9:26,800 m→H18:30,600 m
新千歳空港国際スポットの整備スポット数	H9:2カ所 → H18:3カ所
拠点的な空港・港湾への道路アクセス	（空港）H9年度末:0%→H17年度末:50%、 （港湾）H9年度末:40%→H17年度末:80%
車高規制の見直しの実施	国際標準コンテナ車の通行可能な道路の範囲の拡大

（出所）※1：北海道調べ それ以外は北海道局調べ

これらの取組により、急速な経済発展を遂げている中国を始めとして、道内企業の海外拠点数がここ10年で倍増している。観光については、各種施策により、東アジア諸国からの観光客やオーストラリアからのスキー客など、来道外国人観光客が第6期計画期間中に3倍以上に増加（図3-1-7参照）し、これに対応した標識の多言語表記など外国人観光客が安心して自由に移動できる環境整備の取組が展開されてきているが、整備のニーズはなお高く課題が残されている。また、来道外国人観光客の増加に対応して、国際チャーター便が本計画期間中に5倍近くに増加しているが、受入体制が十分ではない。

国際物流については、利便性の高い物流サービスを提供するため、国際物流基盤の整備及びアクセス強化、車高規制の見直しなどを実施してきたが、現状では、本計画期間中に3倍近く増加した国際コンテナ貨物への対応（図3-1-8参照）や、外航船舶の大型化への対応が十分ではなく、また、移輸入貨物量が超過した片荷輸送となっている。これらに対応し、北海道産業の強化を図るためには、国際物流基盤の強化、多様な物流システムの検討、港湾等物流拠点と道路の連結等が課題となっている。

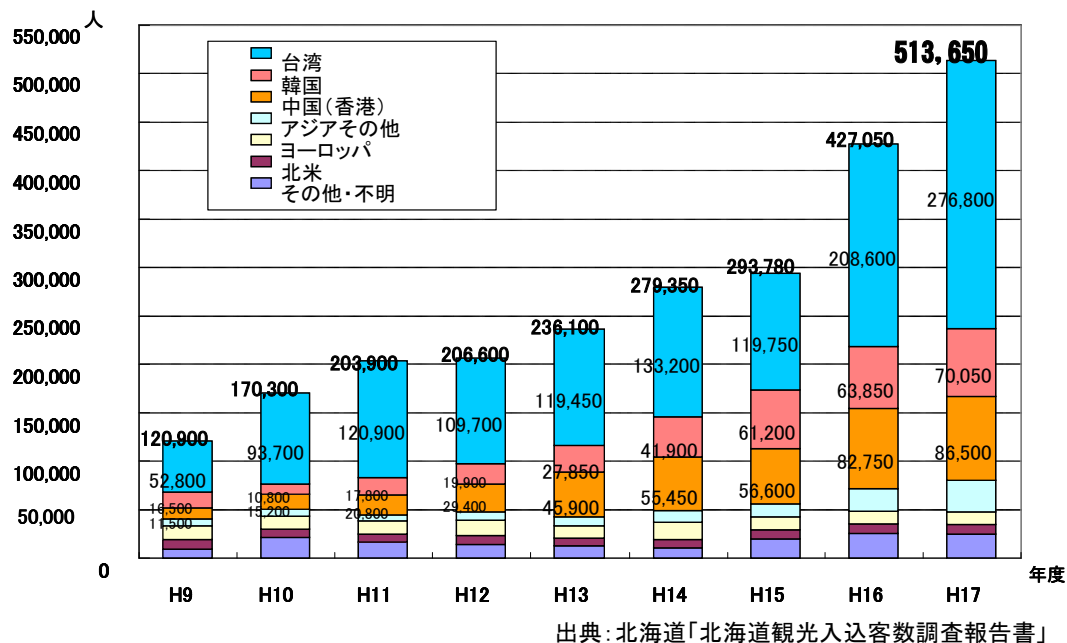


図3-1-7 訪日外国人来道者数（実人数）の推移

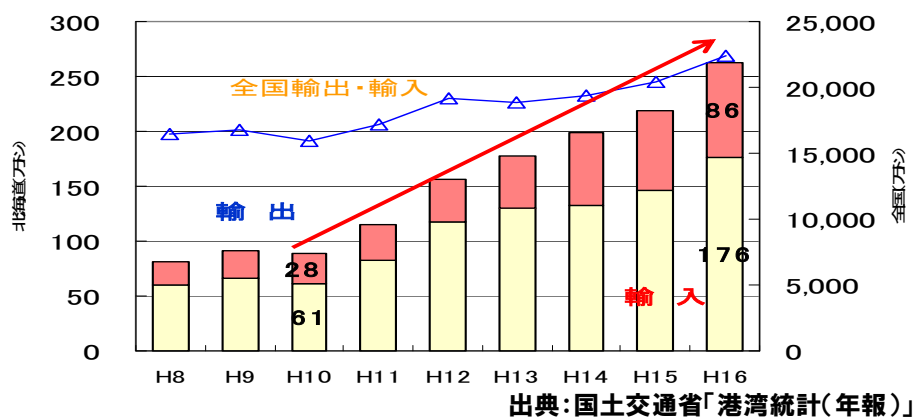


図3-1-8 道内港湾における国際海上コンテナ貨物量の推移

(3) 北海道の美しさ雄大さを引き継ぐ環境を保全する施策

1) 恵まれた自然との共生

第6期計画に挙げられている施策は、以下のとおりである。

○北海道の恵まれた自然環境の保全

北海道の恵まれた自然環境は、我が国にとってかけがえのないものであり、次世代に引き継ぐことが重要である。また、このことは、野生生物の種や森林の減少などの地球環境問題の解決に資するものである。

○自然とふれあう空間の創造

自然と人との豊かなつながりを保つため、人と自然がふれあう場を作り、自然と共生する地域社会を形成することが必要である。

○北海道らしい個性的な景観の継承

北海道では、自然度の高い地域に二次的自然が加わり、雄大で開放的な景観が形成されている。このような個性的な景観を継承するためには、森林、農地等の適切な管理、景観に調和した施設整備が必要である。

また、企画調査部会報告では、重点課題「環境保全」において、北海道の恵まれた自然との共生を図るため、住民、企業、NPO、研究者、行政等と連携しつつ、順応的生態系管理の概念などの導入や流域圏の概念による河川、海域等の機能を連携させた自然環境の保全・再生に取り組む必要がある、としている。

そして、その推進方策としては、森林、農地、河川、湖沼及び海域の機能を連携させた自然環境の保全、などが挙げられている。

これらを踏まえ第6期計画期間中において講じられた主な具体的取組とその成果は、以下表3-1-7のとおりである。

表3-1-7 「恵まれた自然との共生」における第6期計画期間中に講じられた主な具体的取組

計画期間における主な取組	
自然再生事業の推進	釧路湿原自然再生事業、標津川自然再生事業など
湿地面積	全国 (821km ²)、北海道 (709km ² : 全国の約86%) (平成12年8月時点) (※1)
森林の整備	(人工造林の実施面積) H10～H15年度: 38千ha (※2)
植樹運動の推進	(石狩川流域1人1本300万本植樹運動の実施) H8年末: 1,725本→H18年末: 490,016本 (※3)
ボランティアサポートプログラムの推進	(参加団体の推移) H12年度末: 1団体→H18.12月時点: 258団体 (※4)

(出所) ※1: 国土地理院HP ※2: 北海道「北海道林業統計」 ※3、※4: 北海道局調べ

表 3-1-8 道内のラムサール条約登録湿地

登録湿地名	市町村名	面積	登録年月日
釧路湿原	釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村	7,863	S55.6.17
クッチャロ湖	浜頓別町	1,607	H元.7.6
ウトナイ湖	苫小牧市	510	H3.12.12
霧多布湿原	浜中町	2,504	H5.6.10
厚岸湖・別寒辺牛湿原	厚岸町	5,277	H5.6.10
宮島沼	美幌市	41	H14.11.18
雨竜沼湿原	雨竜町	624	H17.11.8
サロベツ原野	豊富町、幌延町	2,560	H17.11.8
濁沸湖	網走市、小清水町	900	H17.11.8
阿寒湖	釧路市	1,318	H17.11.8
風蓮湖・春国岱	根室市、別海町	6,139	H17.11.8
野付半島・野付湾	別海町、標津町	6,053	H17.11.8

※ 面積の単位 ha

出典：北海道「北海道環境白書」

これらの取組により、ラムサール条約登録湿地の数は第6期計画期間中に7か所増加したことで12か所となり、全国の3割以上を占めている(表3-1-8参照)ほか、知床の世界自然遺産登録に見られるように、北海道らしい自然が維持されている。また、健全な農業経営が維持されることにより良好な農村景観が維持されるとともに、沿岸水域での漁業活動においては、海棲哺乳類等野生生物との共存対策が進められている。さらに、都市部においても、水と緑の連続性確保についての取組も一部行われ始めている。これらにより、北海道らしい自然と個性的な景観が形成されている。こうした背景には、住民・事業者や行政が連携・協働した自然や景観の保全意識の高まりがある。

2) 森林、農地、河川、湖沼、海域の有する環境保全機能の維持向上

第6期計画に挙げられている施策は、以下のとおりである。

○森林、農地、河川、湖沼、海域の機能を連携させた環境保全

農地からの土壌、家畜排泄物等の流出や生活排水による水質汚濁等を防止するため、健全な水循環を確保し、環境への負荷の低減を図る事業を、流域を基本単位として総合的に展開することが必要である。

○機能の高い森林の保全

森林は、国土の保全、水資源のかん養のほか、二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化の防止など多面的な機能を有しており、その機能を持続的に発揮させることが必要である。

また、企画調査部会報告では、「1) 恵まれた自然との共生」と同様、住民、企業、NPO、研究者、行政等と連携しつつ、順応的生態系管理の概念などの導入や流域圏の概念による河川、海域等の機能を連携させた自然環境の保全・再生に取り組むことに加えて、多面的な機能が持続的に発揮されるよう森林の保全を図るための取組を進める必要がある、としている。

そして、その推進方策としては、森林、農地、河川、湖沼及び海域の機能を連携させた自然環境の保全、などが挙げられている。

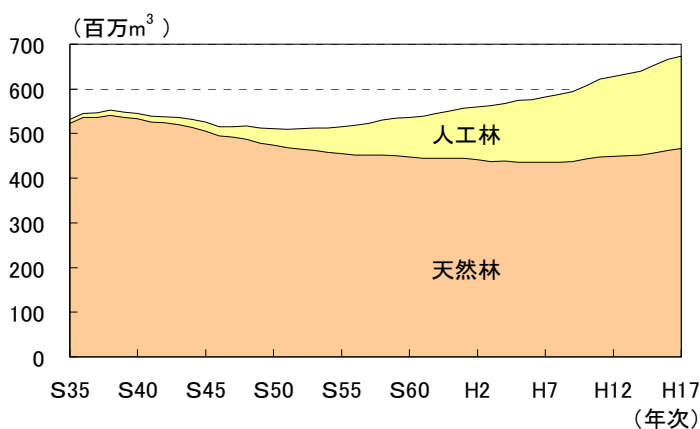
これらを踏まえ第6期計画期間中において講じられた主な具体的取組は、以下表3-1-9のとおりである。

表3-1-9 「森林、農地、河川、湖沼、海域の有する環境保全機能の維持向上」
における第6期計画期間中に講じられた主な具体的取組

計画期間における主な取組	
水資源確保のためのダム整備 (直轄多目的ダム)	H9年度末: 11ダム → H16年度末: 13ダム (※1)
公共用水域の環境整備 (環境基準達成状況)	(H9～H16年度間) 河川: 86～95%達成 湖沼: 27～55%達成 汽水湖・海域: 71～80%達成 (※2)
間伐の推進	(間伐の実施面積) H10～H16年度: 39万ha (※3)
保安林の整備	(保安林面積の推移) H9年度末: 2,050千ha → H16年度末: 3,518千ha (※4)

(出所) ※1: 北海道局調べ ※2: 環境省「公共用水域水質測定結果」 ※3: 北海道「北海道森林づくり白書」 ※4: 北海道「北海道林業統計」

これらの取組により、各種基盤整備の結果、清流は維持され、また、汚濁が発生していた河川の水質が改善されつつあるが、湖沼や汽水域等の一部閉鎖性水域の水質の改善について課題を抱えているところもある。水質の維持及び改善、地下水を含めた水の連続性の確保、適切な水利用等により健全な水循環系の機能が改善されつつあるが、流域単位としては不十分である。逆に、一部手入れの行き届かない森林が見られるものの、森林の蓄積が増える(図3-1-9参照)とともに、間伐等健全な森林育成のための森林整備も進められており、森林の公益的機能がおおむね維持、発揮されていると考えられる。



資料: 北海道「北海道林業統計」

図3-1-9 人工林・天然林の森林蓄積の推移

3) 環境への負荷の少ない循環を基調とする地域社会の形成

第6期計画に挙げられている施策は、以下のとおりである。

○大気・水環境等への負荷低減、省エネルギー・省資源の推進

環境への負荷が少ない循環を基調とする経済社会システムを実現するため、大気・水環境等への負荷低減を図るとともに、省エネルギー・省資源を推進することが必要である。

○廃棄物の適正処理の推進、再生資源の利用の促進

北海道では一人当たりの一般廃棄物の排出量が全国平均を大きく上回っており、減量処理率も著しく低いことを踏まえ、廃棄物の適正な処理や再生資源の利用を促進し、循環を基調とする社会を構築することが必要である。

また、企画調査部会報告では、重点課題「環境保全」において、北海道では自動車交通への依存

度が高いことから人流・物流の効率化を推進し大気への負荷軽減を図る必要、エネルギー多消費型の地域特性を有していることにより環境保全性の高い新エネルギー導入に関する検討を行うとともに、廃棄物の循環型処理を進めるなど、環境保全を揺るぎない課題として認識し持続的な取組を行う必要がある、としている。

そして、その推進方策としては、新エネルギー活用型社会の形成、バイオマスの高度利用、環境関連産業の集積、などが挙げられている。

これらを踏まえ第6期計画期間中において講じられた主な具体的取組は、以下表3-1-10のとおりである。

表3-1-10 「環境への負荷の少ない循環を基調とする地域社会の形成」における第6期計画期間中に講じられた主な具体的取組

計画期間における主な取組	
家畜排せつ物処理施設の整備	(家畜排せつ物管理基準適用農家における恒久的施設の整備戸数(整備率)) H16年度末:9,143戸→H17年度末:9,769戸 (※1)
一般廃棄物処理施設(リサイクル関連)の整備	(施設数) H9年度末:76施設→H16年度末:172施設 (※2)
リサイクルポートの指定	H9年度末:0港→H16年度末:3港 (※3)

(出所) ※1:北海道調べ ※2:「北海道環境白書」 ※3:北海道局調べ

これらの取組により、一般廃棄物の資源化等施設や下水汚泥の有効利用施設など各種基盤の整備により環境保全・リサイクル等が進展しているものの、ごみの一人一日当たり排出量は全国平均を1割超上回っているほか、リサイクル率は全国平均よりも約2ポイント低い水準に止まっている(表3-1-11参照)。バイオマス・雪氷冷熱など北海道の利点を活かせる自然エネルギーの活用や、燃料電池など水素エネルギーの利用等新エネルギーの利活用については、循環型社会の形成に向けた先駆的、実験的取組が進められ、成功事例を社会システムとして導入すべき段階に至っている。地球環境等への負荷軽減については、京都議定書の目標達成に向けて、交通円滑化等CO₂排出量削減に資する道路施策や、省エネルギー型の住宅の普及、都市の緑化などの取組を一層進めることが重要になっている。

さらに、環境全般に言えることとして、先端技術や科学的なデータに基づく取組を一層進めることが重要である。

	北海道	全国
○排出量	1,414g/人日	1,112g/人日
	1,222g/人日	1,086g/人日
○リサイクル率*1	6.4%	11.0%
	15.3%	17.6%
○減量処理率*2	61.8%	91.4%
	75.4%	96.5%
*1:集団回収量も含め、資源化された割合。		
*2:焼却、破碎、資源化等の処理した割合。		

出典:北海道「一般廃棄物の排出及び処理状況等(平成16年度実績)について」

表3-1-11 北海道と全国のごみ処理の比較(上段:平成9年度、下段:平成16年度)

(4) 観光・保養など国民の多様な自己実現や交流の場を形成する施策

第6期計画に挙げられている主な施策は、以下のとおりである。

○国民の多様な自己実現に対応した余暇・生活空間の形成

北海道は、国民のくつろぎの場としての役割を担っており、観光関連産業が地域経済を支える重要な産業として成長するとともに、多彩な体験型観光やアウトドア活動が活発に展開されていることから、今後とも多様なニーズに対応するきめ細かな観光資源の開発、利用体制や情報発信体制等の整備を進めることが必要である。

○個性的な農山漁村と都市との交流の促進

北海道の豊かな自然環境は、人間性をはぐくむ教育の場としての価値が高い。また、多様な交流やマルチハビテーションなどにより都市の活力や利便性と農山漁村のうるおいの共有を図り、地域社会に文化的刺激とビジネスチャンスをもたらすことが必要である。

○アイヌ文化の振興等

アイヌの伝統等が置かれている状況を踏まえると、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（平成9年法律第52号）に基づき、引き続きアイヌ文化の振興等を図るための施策を推進することが必要である。

また、企画調査部会報告では、重点課題「観光交流の促進」において、観光は、北海道の風土特性と「ブランド力」を、国内に限らず国際観光地として東南・東アジアなど海外から訪れた道外客にわかりやすく表現する産業であり、また、健全な産業が産み出す付加価値を活用し発展するものである、としている。そのことを意識し、「ゆっくり」というキーワードの下、「人生の質の追求」や「いやし」の実現を目的に、観光業、行政、産業、NPOなど各分野が連携して総合力を発揮し、北海道の観光文化の創造につながるシステムを構築することが重要である、としている。

そして、その推進方策としては、自然や環境を活かした観光など新しい観光客ニーズに対応する観光の実施と道外へのアピールなどといった北海道の「ブランド力」を生かす新しい観光の実現や、長期滞在型の広域モデル地域・モデル観光ルート等の魅力増進を図るNPOなどによる地域価値の発現・景観形成などといった地域の魅力・価値の効果的発現、などが挙げられている。

さらに、アイヌの伝統や文化はアイヌの人々の民族としての誇りの源泉であり、自然とのかかわりの中で育まれた知恵は学ぶべきものが多く、これを現代に活かし、発展させることは我が国の文化の多様さ、豊かさの証しとなるものであり、北海道の個性ある発展に寄与するものである、としている。そして、その推進方策としては、アイヌの「伝統的生活空間（イオル）」の再生の具体化に向けた取組、などが挙げられている。

これらを踏まえ第6期計画期間中において講じられた主な具体的取組は、以下表3-1-12のとおりである。

表3-1-12 「観光・保養など国民の多様な自己実現や交流の場を形成する施策」
における第6期計画期間中に講じられた主な具体的取組

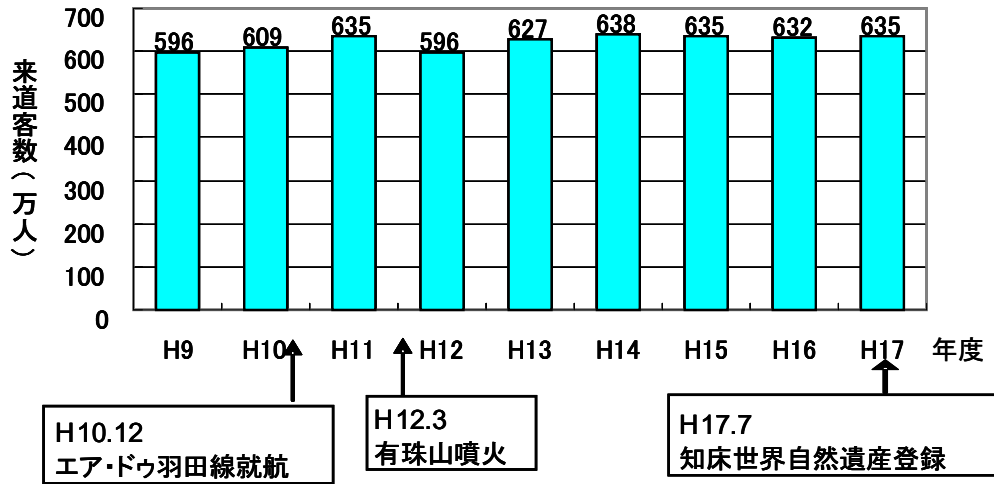
計画期間における主な取組	
シーニックバイウェイ北海道の推進	ルート数 (指定ルート) H17年度〔開始時〕：3→H19年2月末現在：6ルート (候補ルート) H17年度〔開始時〕：2→H19年2月末現在：3ルート (※1)
アウトドア関連施設の整備	(オートキャンプ場施設数) H9年度末：24施設→H17年度末：47施設 (※2) (道の駅箇所数) H9年度末：46施設→H19年3月1日現在：100施設 (※3)
交流拠点数の推移(ファームイン)	H11年1月時点：24→H17年1月時点：46 (※4)
山村留学の受入	H9年5月1日時点：42→H18年5月1日時点：59 (※5)
(財)アイヌ文化振興・研究推進機構による文化振興等の推進	(文化フェスティバル来場者数) H10年度：1,200→H17年度：2,582 (ホームページへのアクセス件数) H10年度：4,500→H17年度：56,716 (※6)

(出所) ※1：シーニックバイウェイ北海道推進協議会調べ ※2：北海道調べ ※3：北海道地区「道の駅」連絡会HP ※4：北海道「平成17年度北海道農業・農村の動向」 ※5：北海道調べ ※6：(財)アイヌ文化振興・研究推進機構調べ

これらの取組により、国民の多様な自己実現や交流の場を形成するという観点からは、北海道特有の農村景観等を活用して、全国に先駆けて美しい個性的な地域づくりを地域主体で進める「シーニックバイウェイ」などの新たな取組への動きが見られる。一方、国内観光客数はここ数年630万人前後で推移しており横ばい状態にある(図3-1-10参照)。北海道観光の主要な旅行形態の一つであるバックツアーでは、食事内容等に対する観光客の不満が大きい。今後更なる観光振興を図るための課題として、観光客に対するホスピタリティの向上等が挙げられる(図3-1-11参照)。

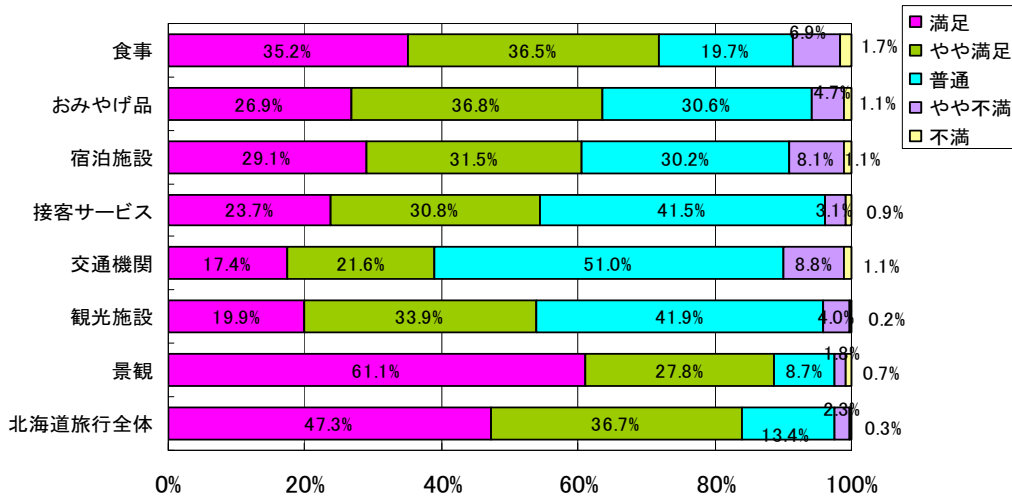
また、農林水産業と観光の連携という観点からは、農林水産業・農山漁村体験を始めとするグリーン・ツーリズム、マリン・ツーリズムに対する取組が進められてきているが、今後、都市住民の多様なニーズに対応していくためには、更なる工夫を図らなければならない。

一方では、アイヌの人々の誇りの源泉である伝統や文化を伝承していくため、アイヌの伝統的生活空間(イオル)の再生に着手するなど、アイヌ文化の振興と普及啓発等に関する諸施策が進められてきた。



出典:北海道「北海道観光入込客数調査報告書」

図 3-1-10 来道観光客数 (実人数) の推移



出典:北海道観光産業経済効果調査委員会

「第4回北海道観光産業経済効果調査報告書(H18.3)」

図 3-1-11 来道観光客の満足度

(5) 安全でゆとりある生活の場を実現する施策

1) ゆとりある生活の場の形成

第6期計画に挙げられている施策は、以下のとおりである。

○ゆとりとうるおいのある生活環境の整備

北海道の恵まれた自然の中で、ゆとりとうるおいのある生活が可能となるよう、地域特性に応じた生活環境の整備を進めることが必要である。また、都市化の進行に対応して、防災等の生活の安全にも配慮した魅力ある生活の場の形成が必要である。

○快適な冬の生活の実現

北海道においては、第5期北海道総合開発計画に基づき、快適な冬の生活環境づくりを目指したふゆトピア施策を展開してきたが、北海道の積雪寒冷な気象条件は、なお、産業活動や生活機能の障害となっていることから、引き続き施策の拡充強化を図ることが必要である。

○高齢化等に対応した人にやさしい生活環境の整備に資する地域開発

全国平均を上回る高齢化の進展が見込まれる北海道では、健康で生きがいを持ち、安心して生涯を過ごせるような生活環境の整備や、ノーマライゼーションの理念に基づく障害者の社会的自立の支援が必要である。

○安心して子どもを生み育てられる環境の整備に資する地域開発

今後の地域開発の推進に当たっては、少子化の進行、男女共同参画型社会の形成への対応が必要である。

また、企画調査部会報告では、重点課題「安全でゆとりある快適な地域社会の形成」において、広域分散型社会を形成している北海道において、各地域の生活関連サービス面で同じ水準を確保することは難しく、中枢・中核都市に集積された高次都市機能の積極的な活用を通じた連携を図ることが重要である、としている。このため、生活関連サービス提供の場として、中枢・中核都市の医療、教育、福祉といった機能の適切な水準確保・集積を図るとともに、ネットワーク形成を図る必要がある、としている。

そして、その推進方策としては、広域分散型社会における「生活圏域」の適正規模、土地利用等に関する検討や中枢・中核都市において魅力を高めるビジョンの作成、間断のないリノベーションの実施といったゆとりある地域社会の形成に資する施策が挙げられている。

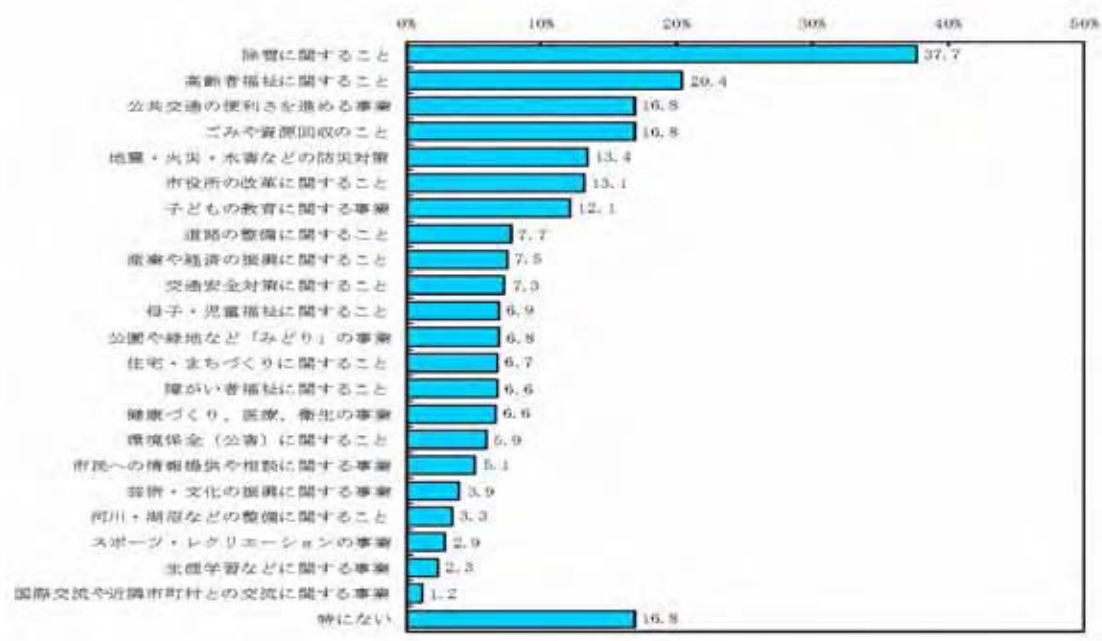
これらを踏まえ第6期計画期間中において講じられた主な具体的取組は、以下表3-1-13のとおりである。

表3-1-13 「ゆとりある生活の場の形成」における第6期計画期間中に講じられた主な具体的取組

計画期間における主な取組	
シルバーハウジング（高齢者対応公営住宅）の整備	（管理戸数）H10年度末：343戸（14団地）→H17年度末：760戸（30団地）（※1）
子育て支援住宅の推進	H19年度末予定：24戸（2団地）（※2）
都市公園面積の推移	H9年度末：9,747ha→H17年度末：12,436ha（※3）
下水熱を利用した融雪施設の整備	（整備箇所）H9年度末：15箇所→H18年度末：23箇所（※4）
ロードヒーティングの整備	H9年度末：1,653箇所→H17年度末：1,962箇所（※5）
流雪溝の整備	（整備延長）H9年度末：64.0km→H17年度末：96.7km （整備箇所数）H9年度末：40箇所→H17年度末：55箇所（※6）
バリアフリー化の状況	（乗降客の多い旅客施設周辺の主な歩行経路）H14年度末：27%→H16年度末：41%（※7）

（出所）※1、※3、※4：北海道調べ ※2、※5、※6、※7：北海道局調べ

これらの取組により、積雪寒冷、広域分散型社会、高齢化の進行等の制約条件の中で、良質な住宅や、都市公園、都市交通施設等の整備等によるゆとりある生活の場の形成が図られてきた。しかし、地方都市等における中心市街地の空洞化は進展しており、冬期の生活環境改善やバリアフリー化等については今なおニーズが高く（図 3-1-12 参照）、安心して子どもを生み育てられる環境の整備など課題は残されている。



出典：平成17年度札幌市市政世論調査

図 3-1-12 高い冬期の生活環境改善ニーズ【要望する施策】

2) 暮らしの多様な選択を実現するネットワークの形成

第6期計画に挙げられている施策は、以下のとおりである。

○効率的で利便性の高い交通体系の形成

中枢・中核都市で集積が進んでいる高次諸機能の一層の有効活用、地域相互の広域的で多様な交流と連携の促進、都市活動の拡大などに対応するため、効率的で利便性の高い交通体系の形成が必要である。

○高度な情報通信ネットワーク等の整備

急激な高度情報化の進展の中で、広域分散型社会である北海道の大半を占める需要密度の低い地域における光ファイバ網等の高度なネットワークインフラの整備の遅れによる生活面での地域格差の発生を防止することが必要である。特に、今後の高齢化や少子化に対応して、医療・福祉、教育などの高度情報化を進めることが重要である。

また、企画調査部会報告では、重点課題「人流・物流・情報流の基幹的ネットワークの推進」において、高規格幹線道路や新幹線等の基幹的ネットワークの推進、港湾や空港へのアクセス改善などによる人流・物流の効率化、静脈物流やグローバル化の進展に備えた物流体系の構築、さらには、情報通信ネットワークの構築などによる都市間距離の克服や情報通信の高度化が必要であり、総合的な交通システムの視点はもとより、北海道各地域の地域づくりの観点からの優先順位を考慮して、施策を実施すべき、としている。

そして、その推進方策としては、高速交通ネットワークの早期形成のための総合的対策の推進や冬期における交通機関の定時性や安全性の確保のための冬期路面管理の充実、道路交通情報システムや空港機能の高度化、物流コスト削減を始めとする国際的物流機能強化のための国際海上コンテナターミナル及び多目的国際ターミナルの重点的整備、などが挙げられている。

これらを踏まえ第6期計画期間中において講じられた主な具体的取組は、以下表3-1-14のとおりである。

表3-1-14 「暮らしの多様な選択を実現するネットワークの形成」における第6期計画期間中に講じられた主な具体的取組

計画期間における主な取組	
滑走路の整備	(滑走路総延長) H9:26,800 m→H18:30,600 m
ジェット化に対応した空港整備	H9:9 空港→H18:11 空港
離島空港の整備	H9:2,400m→H18:4,100m
高規格道路供用	H9 年度:417km→H17 年度:730km
高速道路ネットワーク等へ10分以内に到達可能な空港・港湾	(空港) H9 年度末:10%→H17 年度末:40% (港湾) H9 年度末:33%→H17 年度末:42%
主要渋滞ポイントの解消	38箇所解消、50箇所改善 (H9 年度→H16 年度)
道路管理用光ファイバ施設延長	H12 年度末:2,099km→H17 年度末:6,029km

(出所) 全て北海道局調べ

これらの取組により、暮らしの多様な選択を実現するネットワークについては、国内交通体系の整備としては、効率的な貨物輸送形態である複合一貫輸送に対応した施設整備等が進んだが、第6期計画期間中にRORO船・コンテナ船による貨物取扱量が7割以上増加しており(図3-1-13 参照)、その対応が課題となっている。空港整備の進捗により、旅客の大量・高速輸送に寄与しているが、冬期の安定的な就航の確保が課題となっている。

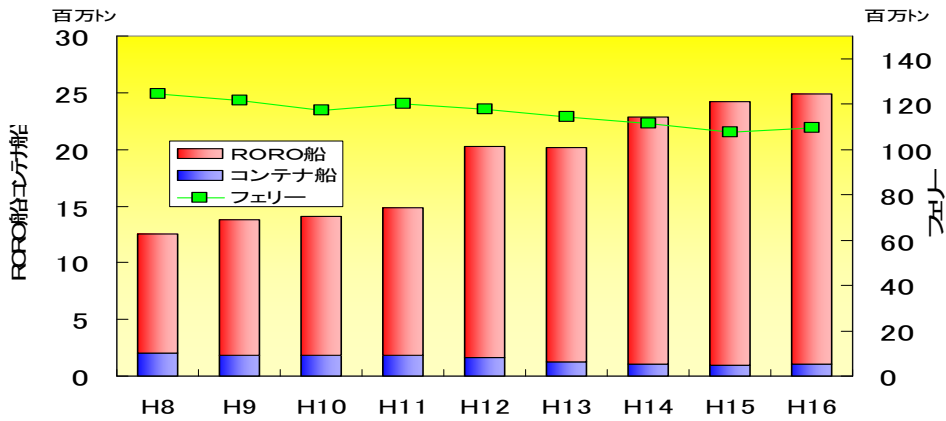
交通ネットワークについては、都市間鉄道の高速度化、北海道新幹線(新青森-新函館)の着工、都市間航空における空路網の充実が図られた。

高規格道路ネットワークについては、供用がほぼ倍増し、空港・港湾とのアクセス強化が進められたものの、6つに区分された地域の主要都市間を連絡するまでには至っていない(図3-1-14 参照)。

また、一般道路については交通需要の増加に対応したバイパス整備や多車線化など道路整備の量的拡大が図られた(図3-1-15 参照)が、防災対策や冬期の安全・確実な道路環境の確保に課題が残っている。

一方、交通量の伸びは鈍化していることなどから、産業、観光、生活を支援する道路の機能に応じた整備や運用など、量から質への転換が課題である。

都市内の交通については、立体交差等の渋滞対策により円滑化が進んだが、札幌市を始めた都市部の渋滞や、冬期旅行速度の著しい低下が課題となっている。公共交通については、交通結節点の整備によりバリアフリー化等利便性は高められた。一方、多くの都市圏において公共交通機関の分担率は低下しており、モビリティディバイドの拡大が課題となっている。



出典：北海道『北海道港湾統計年報』

図3-1-13 定期のRORO船、コンテナ船、フェリーによる貨物量の推移 (道内港湾計)



図3-1-14 北海道における高規格幹線道路整備状況

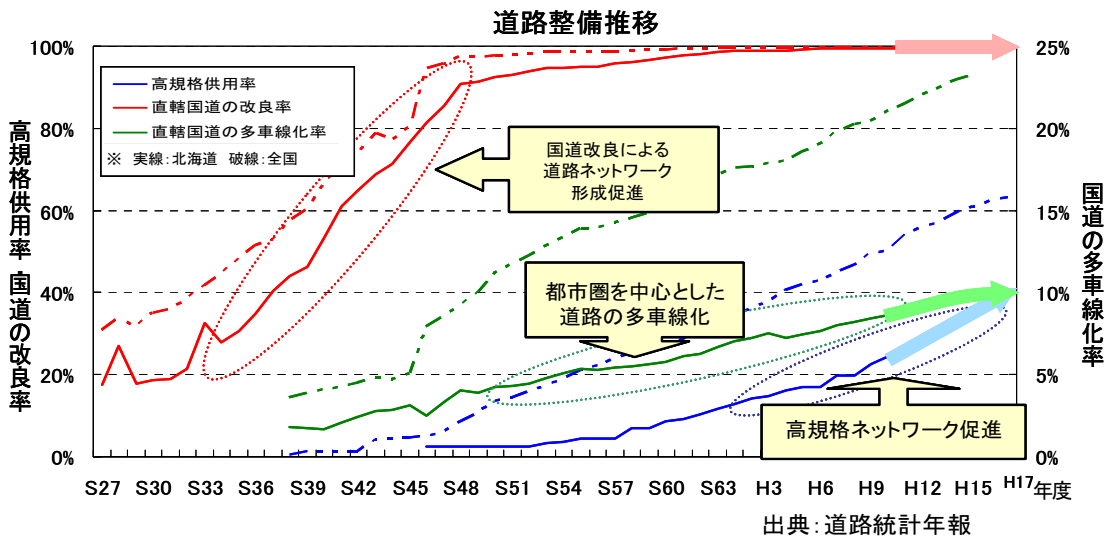


図3-1-15 道路整備推移

3) 安全な地域社会の実現

第6期計画に挙げられている施策は、以下のとおりである。

○国土保全施設の計画的整備

北海道における自然災害の発生状況や国土保全施設の整備状況を踏まえ、住民の生命・財産や基幹的社会資本等を守るためには、国土保全施設を引き続き着実に整備するとともに、災害弱者への配慮を含め危機管理体制の充実を図ることが必要である。

○災害に強い地域社会の形成

北海道においては、近年、大規模な災害が頻発しており、災害に強い地域社会の形成が求められている。

○安全な交通環境等の整備

北海道の交通事故死者数は、毎年高い水準で推移しており、安全な交通環境の整備が必要である。また、交通弱者の保護や防犯等の生活の安全にも配慮した魅力ある生活の場の形成が必要である。

また、企画調査部会報告では、重点課題「安全でゆとりある快適な地域社会の形成」において、安全な地域社会を実現する観点から、住民の生命・財産等を守り、健全な発展基盤を確保するのは国の責任であるため、北海道の特性を踏まえ、国土保全、交通安全施設等の整備を推進するとともに、地域住民、関係機関との連携を深めつつ、災害に備えた体制を充実させるなど総合的な防災対策を推進する必要がある、としている。

そして、その推進方策としては、国土保全の観点から災害多発地域である千歳川流域における総合的対策の推進及び有珠山を始めとする活火山対策の推進、災害に強い地域づくりの観点からは、有珠山など常時観測5火山における火山防災情報ネットワークの構築、また、交通安全対策の観点からは、積雪寒冷地の安全走行支援のための道路情報収集・提供方法の高度化、などが挙げられている。

これらを踏まえ第6期計画期間中において講じられた主な具体的取組は、以下表3-1-15のとおりである。

表3-1-15 「安全な地域社会の実現」における第6期計画期間中に講じられた主な具体的取組

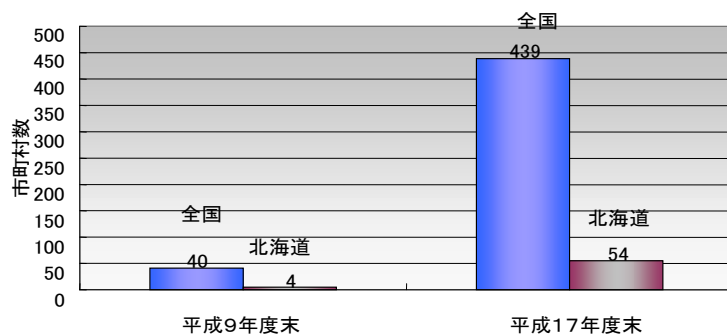
計画期間における主な取組	
堤防の整備（質的整備を除く）	H10. 3： 1,267.7km/2,370.8km→H17. 3： 1,549.5km/2,377.5km（※1）
橋梁耐震対策	H9年度末： 14橋→H17年度末： 345橋
ハザードマップの整備	（洪水） H9年度末： 4市町村→H17年度末： 54市町村
防災情報共有システムの整備	16年度末より運用開始→H19. 3. 1： 7機関、68市町村に接続
道路防災対策	H9年度末： 395箇所→H17年度末： 3,084箇所
ランブルストリップスの設置	H9年度末： 0km→H17年度末： 344.0km
事故多発地点の整備	H9年度末： 30箇所→H17年度末： 127箇所

（出所）※1：河川便覧 それ以外は北海道局調べ

これらの取組により、安全な地域社会の実現に向けて、防災対策は着実に進められてきているが、まだ十分ではない。第6期計画期間中には、平成12年の有珠山噴火、平成15年の十勝沖地震（M8.0）などが発生しており、依然、頻発する自然災害等による被害は全国有数である。災害に備えた施設整備等による防災・減災対策、被害を最小限にするためのハード及びソフト対策の連携強化、緊急輸送ルート確保が課題である。ハザードマップの整備（図3-1-16）、防災情報の共有化等が進められているが、取組は途上である。

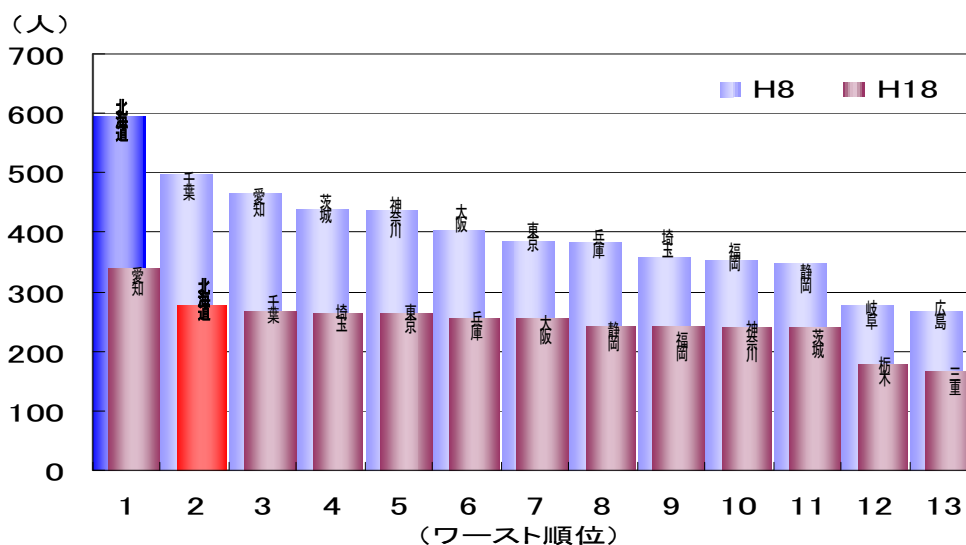
また、広域分散型の北海道においては、人口減少・少子高齢化等による地域コミュニティの衰退などの社会的条件の変化により地域の防災力が脆弱化している。そのため、自助、共助、公助のバランスの取れた地域防災力の強化、まちづくりや住まい方を含めた防災・減災対策を図ることが課題である。

交通安全対策については、効果的な事故対策等を進めてきた結果、交通事故死者数はここ10年で半減し、都道府県別の交通事故死者数全国ワーストワンを返上した（図3-1-17参照）が、交通事故自体は依然として高い水準で推移している。



出典：国土交通省河川局資料をもとに北海道局作成

図3-1-16 洪水ハザードマップ整備市町村数



出典：警察庁資料をもとに北海道局作成

図3-1-17 都道府県別 交通事故死者数ワースト順位

2. 主要施策の進捗状況と評価の総括

第6期計画の主要施策の進捗状況の点検結果を見ると、食料基地としての役割強化や国際観光の進展など、諸施策において一定の成果が得られ、北海道の成功事例と呼べる新たな成長の芽が散見されるものの、第6期計画当初の想定を上回る人口減少やグローバル化等の進展、財政事情の悪化などに起因する新たな課題が顕在化しつつある。こうした動きに対して、民間の活力を強く促すという面からの対応には遅れが目立つと言える。

特に、人口減少が予測される中での地域の活力維持などについては、基盤整備のみできめ細かく対応していくことには限界があり、人々の住まい方、暮らし方そのものや、経済活動の在り方そのものを変えていかなければならず、まさに、時代の潮流に沿った施策の大胆な転換が求められる状況に立たされている。

以上のように主要施策の点検結果を総括すると、北海道開発に基づく施策を推進するに当たっては、時代の潮流に起因する新たな課題へ対応していくことが必要と評価される。

第4章 施策の進め方に関する状況と評価

1. 施策の進め方に関する状況と評価

(1) 地域との連携・協働

第6期計画においては、北海道開発の推進に係る役割の比重が、官から民へ、国から地方へと変化することから、主体的な選択と競争や、多様な主体の積極的な交流と連携や産学官の連携体制の強化など積極的な交流と連携がこれまで以上に求められるとされた。

一方、企画調査部会報告では、計画の策定に当たっては、国と地方公共団体との連携・協働により事業効果の相乗的な発現を図る観点から、関係地方公共団体の意向をより一層適切に反映するための工夫を具体的に検討する必要があるとしている。

以上を踏まえ、北海道開発の推進に当たっては、従来から地方公共団体との連携による事業の推進、調整的予算の活用による事業間連携の推進を図ってきた。さらに、各種施策の総合性を高めるため、関係行政機関の連絡調整の場の設置、事業への住民参加・理解に向けた取組を進め、計画から実施等までの事業の全過程を通じて、地域との連携を深めてきた。

また、住民参加意識の高まりなどを踏まえ、個別事業実施の中での住民参加、さらには事業への住民参加・理解に向けた総合戦略化（「わが村は美しく一北海道」運動、釧路湿原自然再生協議会など）や、ソフト施策も視野に入れた地域との総合的な施策の展開（地域協働プロジェクト、地域マリンビジョン）が進められ、こうした国、地方、地域住民と幅広く連携・協働しながら取り組んだ総合的な施策については、事業に対する理解の促進が図られ、地域住民等からの評価も高く得られており、事業効果が現れている。

上記の企画調査部会報告においては、我が国を巡る環境変化、地方分権の流れに対応するため、従前以上に国と地方公共団体との連携・協働による事業効果の相乗的な発現を図ることとした。

これを受け、社会資本の効果的・重点的な整備等について北海道開発局、北海道庁及び市町村が意見交換を行う場として設置されている「地域連携会議」の活用を図ってきた。同会議については、計画推進に向け、施策の立案から合意形成の過程を含む全般的な調整・政策提言の場としての活用を検討することが必要である。一方、施策の総合的な効果を発揮するための民間・地域との連携・協働が課題となっている。

(2) 施策の重点的・効率的な推進

第6期計画においては、ストックの有効活用や事業効果の早期発現などの投資の重点化、ソフト施策を含めた各般の施策の幅広い連携や北海道の特性を踏まえた新技術の活用、基準等の見直しなどを進めることによるコストの縮減等による効率的な推進、透明性の確保に向けて住民等の参画や環境アセスメントを実施するなど施策の適切な推進が望ましいとされた。

一方、企画調査部会報告では、公共事業の効率的・効果的推進の手法として、限られた財源の下で事業の効率性と整備効果の早期実現や、時間管理概念の導入、21世紀の課題に対応した重要分野に対する重点投資などが必要とされた。

以上を踏まえ、第6期計画期間中には、財政事情のより一層の悪化等を背景として、施策を効率的に推進するとともに、整備効果の早期実現に向けた取組を進めてきた。

公共事業に関しては、コスト構造改革により、計画から維持管理に至る全てのプロセスをコストの観点から見直すとともに、事業評価として新規事業採択時・継続中の事業で再評価・事後評価の3段階において評価し公表することにより、透明性の確保を図ってきた。

また、今後、社会資本ストックの老朽化により維持管理費の増加や更新投資が短期間に必要とされる事態が懸念されており、既存ストックをできるだけ長く、有効に活用していくことの重要性が一層高まっている。さらに、既存ストックをできるだけ長期間活用し、それを安易に廃棄することを回避していくことは、環境負荷の小さい循環型社会を構築していく観点からも強く要請されることである。

(3) 先駆的・実験的取組

企画調査部会報告において、経済社会の変化に応じた制度設計のフロンティアとなる先駆的、実験的な取組を、北海道を舞台として積極的に展開していくべきであるとされ、また、北海道の資質や今後の経済社会情勢の変化を踏まえ、北海道の特性にあった規制や基準（北海道スタンダード）の提案など北海道独自の取組を進める必要があるとされた。

これを踏まえ、現状においては、広大な国土空間、積雪寒冷な気象条件など北海道の地域特性にあった規制や基準（北海道スタンダード）の導入など先駆的、実験的取組が始められている。

(4) 圏域整備の基本的考え方

第6期計画においては、地域の開発を目的として、施策・事業等を計画的、重点的、総合的に実施するプロジェクトの推進は、開発の歴史が浅く、集積が広域的に分散している北海道では有効な開発手法とされ、流域単位や過疎地域の複数の地方公共団体単位で施策の広域的・複合的な連携を図ることにより、その波及効果が増進するものを一体的にプロジェクトとして、重点的に推進するとされた。

一方、企画調査部会報告においては、広域分散型社会を形成している北海道において、各地域の生活関連サービス面で、同じ水準を確保することは難しく、中枢・中核都市に集積された高次都市機能の積極的な活用を通じた連携を図ることが重要とされた。また、生活関連サービス提供の場として、中枢・中核都市の医療、教育、福祉といった機能の適切な水準確保・集積を図るとともに、ネットワーク形成を図る必要があるとされた。

2. 施策の進め方に関する状況と評価の総括

第6期計画の施策の進め方の点検結果を見ると、計画の総合的な施策効果を発現するに当たり重要な役割を担う地域、民間の活力を強く促すことが課題となっていることから、連携・協働による事業効果を一層発揮する体制を整えていくことが必要となっている。

また、財政制約等を背景として、一層の投資の重点化・効率化が喫緊の課題となっており、スピード感を持って、こうした状況に対応するためには、既存ストックの有効活用を図るとともに、事業間連携の強化、事業の透明性の確保など、これらの事業の進め方について改革を進めていかなければならない。その際、計画策定から実施、点検・評価、計画へのフィードバックというサイクルに沿って、国民にとって納得できる成果が達成されているかを絶えず評価し、透明性を確保しつつ効率的に実施することが必要である。

企画調査部会報告では、時に全国の水準から見て遅れている点を是正することが強調される傾向にある北海道開発について、我が国が抱える困難な課題解決のための制度設計のフロンティアとなる先駆的、実験的な取組を実施する、と北海道開発の意義の見直しを行い、これを踏まえ計画を推進することにより一定の成果を上げてきた。例えば、北海道特有の美しい農村景観等を活用して、美しい個性的な地域づくりを地域主体で取り組む「シーニックバイウェイ北海道」は全国に先駆けた取組であり、我が国の課題解決のための新たな動きとして大いに評価できるものと言える。この

ため、今後も、北海道スタンダードの導入を始め、先駆的、実験的取組を一層拡充していくことが課題である。

以上のように施策の進め方の点検結果を総括すると、連携・協働の強化や重点化・効率化など事業の進め方に関する諸改革、北海道の実情に即した効果的な先駆的、実験的取組の一層の拡充などについて改善が必要と評価される。

(参考事例) シーニックバイウェイ北海道

シーニックバイウェイ北海道は、北海道固有の景観、自然等の地域資源を活用し、競争力のある美しく個性的な北海道を実現することを目的として、地域の発案にもとづき、地域と行政が連携・協働し、地域資源の保全、改善等による「美しい景観づくり」、「活力ある地域づくり」、「魅力ある観光地づくり」を行うものである(図4-1-1参照)。

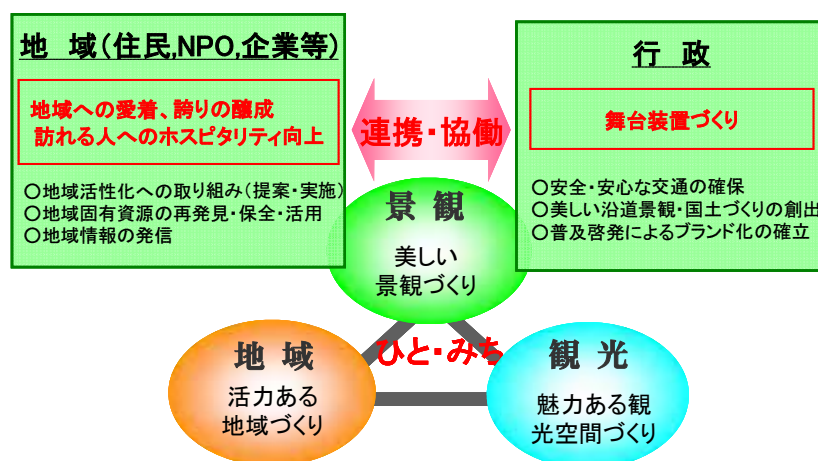


図4-1-1 シーニックバイウェイ北海道の概念図

(経緯)

- 平成13年8月 国土交通省重点施策への位置づけ
- 平成15年2月 「北海道におけるシーニックバイウェイ制度導入モデル検討委員会」設置
- 平成15年4月 モデルルートの指定・活動団体の募集
- 平成15年7月 活動団体の認定
- 平成17年2月 検討委員会が報告書を取りまとめ
- 平成17年3月 シーニックバイウェイ北海道推進協議会設立
- 平成17年度～ 本格導入
- 平成19年1月末現在、6つのシーニックバイウェイルートと3つの候補ルートが指定されている。

「シーニックバイウェイ北海道」に関する各種の活動により、具体的には以下のような効果が現れている。

○先駆的・実験的取組

全国に先駆けてシーニックバイウェイ北海道が展開されており、日本風景街道に参画している地域など、全国各地から取組の視察に訪れている。

平成17年度 18視察

平成18年度 25視察 (H19.2末現在)

○観光・保養など国民の多様な自己実現や交流の場の形成

国内外の旅行会社・レンタカー会社の旅行商品に取り上げられているほか、地域の活動を巡るツアーが企画されている（図4-1-2参照）。



国内旅行会社のレンタカープラン

シンガポールの旅行会社の
ツアー広告



活動に併せたツアー企画

図4-1-2 地域の活動を原動力にした魅力ある観光空間づくり

○地域との連携

地域と連携した取組は全道に広がり、現在6ルート、133団体が活動している（図4-1-3～図4-1-7参照）。

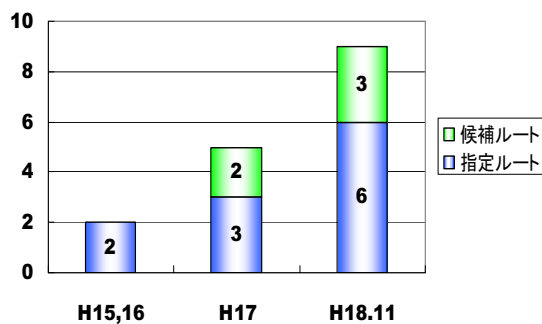


図4-1-3 シーニックバイウェイ北海道の
ルート数

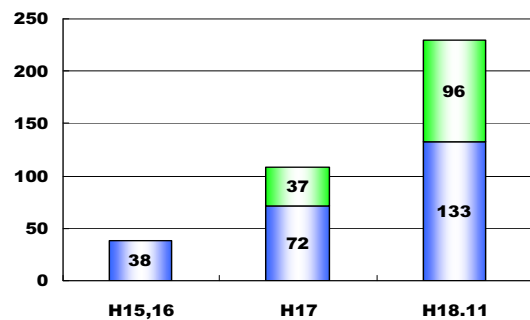


図4-1-4 シーニックバイウェイに関する活動団体数



図 4-1-5 ワークショップの開催風景



図 4-1-6 ビューポイントパーキング



図 4-1-7 ビューポイントパーキングを地域と協働で整備・管理している様子

第5章 政策への反映の方向性

1. 第6期計画の点検結果に基づく総括的評価

第3章において、主要施策の進捗状況を点検し、第4章においては、施策の進め方に関する状況について点検を行った。

これまでの点検結果を総括すると、諸施策において一定の成果が得られたと判断されるものの、

- ・ 第6期計画策定時に想定していなかった新たな課題へ対応するための施策の見直し
- ・ 連携・協働の強化や重点化・効率化など事業の進め方に関する諸改革
- ・ 北海道の実情に即した効果的な先駆的、実験的取組の一層の拡充

などについて、改善が必要と評価される。

2. 今後の北海道開発の在り方

(1) 北海道開発の基本的課題

我が国を巡る環境変化と国家的課題を踏まえた北海道開発の取り組むべき基本的課題としては、グローバル化や自然環境・エネルギー問題、そして人口減少・少子高齢化といった我が国が直面する諸課題の解決への貢献や、活力と競争力ある地域経済社会の形成が挙げられる。

(2) 計画策定の意義

北海道開発の基本的課題に取り組むために北海道総合開発計画を策定する意義は、

- ・ 国と地域の連携の中で、施策の総合性を発揮するための戦略的取組を描いた計画を策定することが不可欠であること
- ・ 他の地域とは異なる資源・特性を有する北海道をいかに開発し、国への貢献と地域の発展を図るかについて、明確なビジョンとして内外に広く示されるべきであること
- ・ 国、地方、住民、NPO、企業等が連携・協働するための強い求心力となること

であると考えられる。

3. 今後の対応方針

(1) 次期計画の必要性

1の総括的評価、2の計画策定の意義等を踏まえると、第6期計画が目標年度（平成19年度）を迎える今、北海道が時代の潮流に即した国の課題の解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を目指していくためには、本レビューにおいて改善が必要と評価された点を十分に反映させた新たな北海道総合開発計画を策定することが必要である。このため、早期に新たな計画策定に関する具体的な検討を開始することが必要である。

(2) 今後の北海道開発の取組の方向性と進め方

今後は、北海道開発の基本的課題である、「時代の潮流と諸課題」（グローバル化、自然環境・エネルギー問題、人口減少・少子高齢化）への対応、及び「活力と競争力ある地域経済社会の形成」への対応に当たっては、民間・地域との連携を踏まえたビジョンと主要施策そのものを、より戦略的な内容に改善する必要がある。

以上を踏まえると、今後の北海道開発の取組の方向性と進め方については、以下のようなテーマに沿って具体的な取組を検討すべきでないかと考えられる。

○北海道開発の取組の方向性

(1) グローバルな競争力ある自立的安定経済の実現

(食料供給力の強化と食に関わる産業の高付加価値化・競争力強化)

(成長産業としての観光)

(人と技術による競争力ある成長期待産業の育成)

- (2) 地球環境時代をリードし自然と共生する持続可能な地域社会の形成
- (3) 魅力と活力ある北国の地域づくり・まちづくり
- (4) 内外の交流を支えるネットワークとモビリティの向上
- (5) 安全・安心な国土づくり

○北海道開発の進め方

- (1) 多様な主体が共に進める北海道開発
- (2) 投資の重点化と効率性・透明性の追求
- (3) 新たな北海道イニシアティブの発揮
- (4) 多様性のある道内各地域の姿と隣接地域等との連携

(3) 「第6期計画の点検と新たな計画の在り方報告書」について

平成19年2月5日の第6回北海道開発分科会において、基本政策部会「第6期計画の点検と新たな計画の在り方報告書」が了承された。これを受けて、今後、速やかに次期計画策定に関する大臣諮問を受け、北海道開発分科会における調査審議を開始する必要がある。

<参考資料>

○新たな計画策定に向けた検討状況

1. 基本政策部会の調査審議の経緯

国土審議会北海道開発分科会（分科会長：丹保放送大学学長、分科会長代理：南山北海道経済連合会会長）に、第6期計画の点検作業と新たな計画の在り方についての検討を行うため、平成17年11月に基本政策部会を設置し調査審議を進め、平成18年12月に報告書が取りまとめられた。また、当該報告書は平成19年2月5日の第6回北海道開発分科会において了承された（参考図表1-1, 1-2 参照）。

分科会・部会の開催等	審議の流れ
第5回分科会 (H17.11.24)	○基本政策部会の設置
第1回部会 (H17.12.2)	○調査審議にあたっての視点・論点 【計画の点検】 ○第6期計画の主要施策進捗状況等
第2回部会 (H18.2.9)	○第6期計画の主要施策の評価 ○地域との連携・協働の状況 ○国民意見の反映に向けた取組
第3回部会 (H18.3.3)	○第6期計画の全体評価 【新たな計画の在り方】 ○北海道開発を巡る時代の潮流の変化 ○時代の潮流の変化と北海道開発の意義
第4回部会 (H18.3.24)	
第5回部会 (H18.5.11)	○中間とりまとめの全体構成
第6回部会 (H18.6.2)	○中間とりまとめに盛り込むべき北海道開発の総合的な取組
第7回部会 (H18.6.23)	○中間とりまとめ素案
第8回部会 (H18.9.29)	○中間とりまとめ
(H18.10.16～12.1)	パブリックコメント(受付件数: 1, 062件)
第9回部会 (H18.12.22)	○最終報告
第6回分科会 (H19.2.5)	報告 ○報告の了承

参考図表 1-1 調査審議の経緯

嵐田 昇	北海道副知事
○家田 仁	東京大学大学院工学系研究科教授
石田 東生	筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
牛尾 陽子	株式会社藤崎快適生活研究所専務取締役所長
加藤 啓世	札幌市副市長
狩野 耕	アイシン・エイ・ダブリュ株式会社取締役副社長
川島 昭彦	株式会社ビー・ユー・ジー代表取締役COO
北 良治	奈井江町長
小磯 修二	釧路公立大学教授・地域経済研究センター長
越塚 宗孝	札幌国際大学観光学部観光学科教授
櫻井 敬子	学習院大学法学部法学科教授
佐藤 馨一	北海道大学大学院工学研究科教授
生源寺 眞一	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
田中 淳	東洋大学社会学部社会心理学科教授
村本 祐二	東洋大学大学院経済学研究科教授
濱田 康行	北海道大学大学院経済学研究科教授
◎南山 英雄	北海道経済連合会会長
山内 皓平	北海道大学大学院水産科学研究院特任教授
山本 博一	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
鷲谷 いつみ	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
※ ◎: 部会長 ○: 部会長代理	

参考図表 1-2 国土審議会北海道開発分科会基本政策部会委員

2. パブリックコメントの実施について

(1) パブリックコメント実施の経緯と最終報告への反映

基本政策部会は、平成 18 年 9 月に「第 6 期計画の点検と新たな計画の在り方中間とりまとめ」を取りまとめた。これを受けて、各関係主体のみならず、国民各層において活発な議論が展開され、新たな北海道総合開発計画の在り方の議論をより実り多いものとするため、平成 18 年 10 月 16 日から 12 月 1 日まで 47 日間にわたり中間とりまとめについて意見募集（パブリックコメント）を実施し、この結果国民の方から 1,062 件もの多くの御意見が寄せられた。

いただいた意見については、「北海道開発の意義」、「第 6 期計画の点検」、「今後の北海道開発の取組の方向性と進め方」など多岐にわたるものであったが、平成 18 年 12 月 22 日に開催された第 9 回の基本政策部会において、パブリックコメントの意見結果を取りまとめるとともに、それを踏まえた修正等を行い、これまでの調査審議を総括して「第 6 期計画の点検と新たな計画の在り方報告書」を取りまとめた。

たとえば、「第 6 期計画の点検」に関していただいた主な意見としては、

- ・ 個別具体的な施策の事例を点検結果に記述すべき
 - ・ 「多様な主体が進める北海道開発」の成果などに関する事項を点検結果に加えるべき
 - ・ 中間とりまとめの本文にバックデータとしての数値の記述がないので追記すべき
- などがあったが、こうした意見について極力報告書に反映するように努めた。

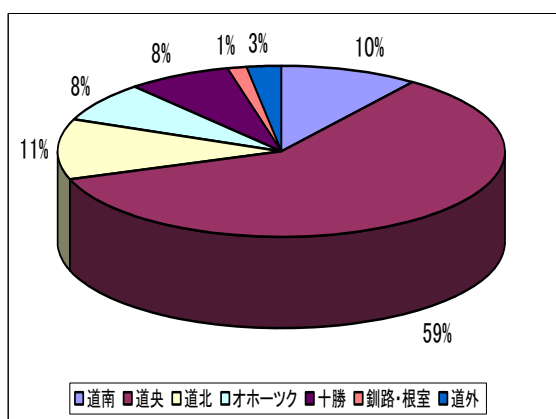
以上のように取りまとめられた報告書は平成 19 年 2 月 5 日の第 6 回北海道開発分科会において報告され、了承された。また、パブリックコメントの結果も 2 月 13 日に国土交通省のHP等を通じて公表された。

(2) 第6期計画の点検に関する意見の属性等の分析

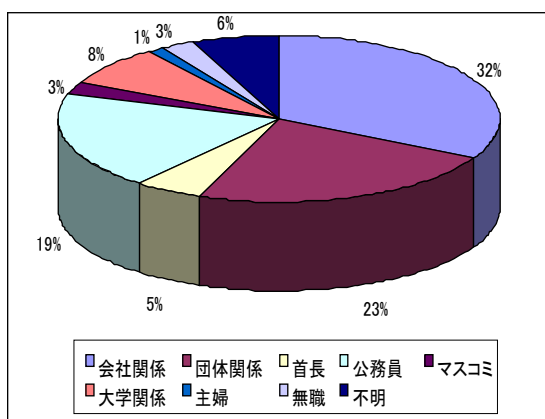
(1) において頂いた意見のうち「第6期計画の点検」(意見総数 79 件)に関する意見につき、意見提出者の属性、意見内容の分類を行い、主な意見を掲載する。

<意見提出者の属性>

- ・ 「第6期計画の点検」部分に意見を頂いた方の約6割が道央に集中している。逆に道外からの意見は3%であった。(参考図表 2-1 参照)
- ・ 「第6期計画の点検」部分に意見を頂いた方の半数以上が会社もしくは各種団体に属している。(参考図表 2-2 参照)



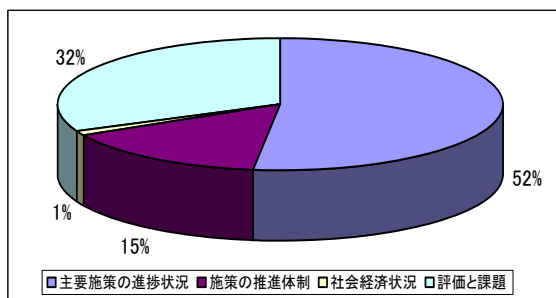
参考図表 2-1 意見提出者の出自別の分類



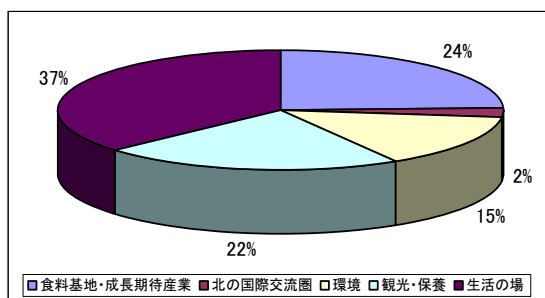
参考図表 2-2 意見提出者の所属別の分類

<意見の内容に関する分類>

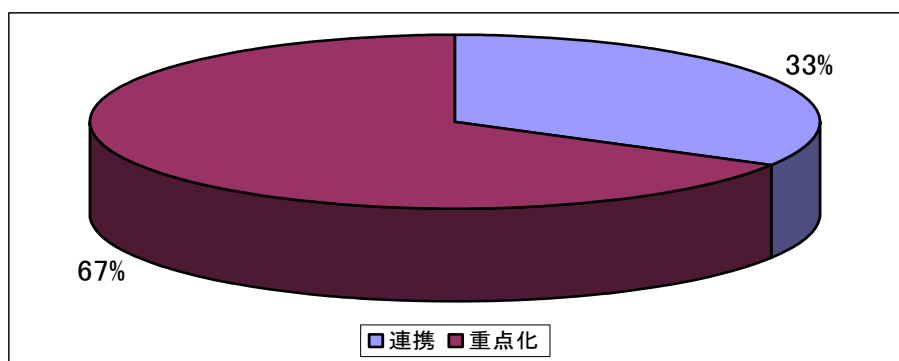
- ・ 「第6期計画の点検」部分に頂いた意見のうち、「主要施策の進捗状況」に対する意見が半数以上を占めた。(参考図表 2-3 参照)
- ・ 「主要施策の進捗状況」に対する意見のうち、「観光・保養など国民の多様な自己実現や交流の場を形成する施策」と「安全でゆとりある生活の場を実現する施策」の2施策に頂いた意見が半数以上を占めた。(参考図表 2-4 参照)
- ・ 「施策の推進体制」に対する意見のうち、「重点化」に対して頂いた意見が7割近くを占めた。(参考図表 2-5 参照)



参考図表 2-3 「第6期計画の点検」の構成別の意見の分類



参考図表 2-4 「第6期計画の点検」のうち、「5つの主要施策」に対して頂いた意見の分類



参考図表 2-5 「第6期計画の点検」のうち、「施策の推進体制」に対して頂いた意見の分類

<意見提出者の属性と意見内容の分類>

主要施策	会社関係	団体関係	首長	公務員	マスコミ	大学関係	主婦・無職	不明	計
食料基地・成長期待産業	5			2	1	2			10
北の国際交流圏	1								1
環境	2		1	2			1		6
観光・保養	2	5		1			1		9
生活の場	5	2		5			1	2	15
計	15	7	1	10	1	2	3	2	41

参考図表 2-6 第6期計画の5つの主要施策とそれに対する意見提出者の属性の対応表

推進体制について	会社関係	団体関係	首長	公務員	マスコミ	大学関係	主婦・無職	不明	計
連携		1		2	1				4
重点化	5	2		1					8
計	5	3	0	3	1	0	0	0	12

参考図表 2-7 第6期計画の推進体制とそれに対する意見提出者の属性の対応表

<「第6期計画の点検」に関する主な意見>

○ 主要施策の進捗状況に対する意見

- ・ 公共事業の執行などにより「北海道経済を強く下支え」とあるが、公共事業に代わり、経済を下支え可能な分野が確立されていないことも課題【マスコミ関係、道南】
- ・ 北海道の美しさ雄大さを引き継ぐ環境を保全する施策（恵まれた自然との共生）の中に「保全意識が高まりつつある」とあるが、これをさらに継続していくべきといった記載が必要ではないでしょうか。【公務員、十勝】
- ・ アウトドアの振興に関して触れていない。自然と共生するホーストレッキングの参加者が過去10年間で4倍になっている、ことは特筆すべきことではないか。【アウトドア関連団体役員、道央】
- ・ 第6期計画の点検とすれば平成10年以降の災害や教訓それを受けた新たな計画への方向性も記載しなくていいのでしょうか？平成10年以降の道内災害（2000年有珠山噴火、2003

年日高水害、2003年十勝沖地震津波)に対する評価はどのようなのでしょうか?書面上記載されてません。【防災関係団体、道外】

○ 施策の推進体制の点検に対する意見

- ・ 最近、近づくことができなかつた道路事務所が開かれた場所になっていたのです。これはこの計画の方針がやっと職員に理解されてきたのかそれとも、所長がとても理解のある方なのかどちらかだと考えますが、とにかく良くなりました。【青年会議所役員、道央】
- ・ 何かを行おうとする時、どのように行おうかと考えめぐらし、決めたらその通りに実行し、やった後でどうだったのかと反省、その次に何かをしようとする時にその反省内容を活かすのは当たり前のことですので、当項に記載されているような方法で財源を有効に活用して頂きたいと思います。【会社員、道南】

○ 第6期計画の評価と課題に対する意見

- ・ いままでの計画と実施が好意的に評価されているが、それはミスリードを引き起こすため、今回に限っては誤りは誤りとして認めるべき。【青年会議所役員、道央】
- ・ マイナス面が強調されすぎていると思われます。視点を変えた記述にすべきと思います。【公務員、道央】
- ・ 第6期総開計の点検は、5つの目標と達成のための取組手段そして評価から課題を導き出し、それらに対応した推移と現状を表で簡潔にまとめている。【市町村長、道北】